

# 福岡県公報

平成十七年四月二十二日  
第二千三百七十九号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第八百七十二号)

○福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示 (水産振興課) ……………一

再 掲

○福岡県条例の一部を改正する条例 (税 務 課) ……………一

○過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (税 務 課) ……………五

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) ……………一一

## 告 示

福岡県告示第八百七十二号

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年四月二十二日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程 (昭和五十五年一月福岡県告示第百一十一号) の一部を次のように改正する。

様式第二号その五中「職業改良普及センター長」を「水産海洋技術センター所長又は研究所長」に改め、同号その六中「地域農業改良普及センター長又は水産海洋技術センター所長若しくは研究所長」を「水産海洋技術センター所長又は研究所長」に改め、同号その六の注中「地域農業改良普及センター長又は水産海洋技術センター所長若しくは

研究所長」を「水産海洋技術センター所長又は研究所長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 再 掲

福岡県告示式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第三十八号

福岡県税条例 (昭和二十五年福岡県条例第三十六号) の一部を次のように改正する。

第二十条第五項中「公益法人等」の下に「防災街区整備事業組合、」を加える。

第二十条の三十第三項中「人の居住の用に供されたことがある住宅」を「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅」に改め、同条第六項中

「農業近代化資金助成法 (昭和三十六年法律第二百二二号) 第三条の規定による政府の助成若しくは同法第三条の二の規定による政府の利子補給に係る農業近代化資金、漁業近代化資金助成法 (昭和四十四年法律第五十二号) 第三条の規定による政府の助成若しくは同法第四条の規定による政府の利子補給に係る農業近代化資金」を「農業近代化資金

融通法 (昭和三十六年法律第二百二二号) 第二条第三項に規定する農業近代化資金で施行令で定めるもの、漁業近代化資金融通法 (昭和四十四年法律第五十二号) 第二条第三項

に規定する漁業近代化資金で施行令で定めるもの」に改め、同条第七項中「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法 (平

成十一年法律第十九号) 第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは

施設の譲渡しを受けて中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構

から独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第百四十七号) 第十五条第

一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の

活性化」に改め、「又は環境事業団から環境事業団法 (昭和四十年法律第九十五号) 第

十八条第一項第一号に規定する建物で施行令で定めるものの譲渡しを受けた場合」及び

「又は価格に当該施設の譲渡しの対価の額に対する当該対価の額から当該施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額を控除した残額の割合を乗じて得た額」を削る。

第二十条の三十五の五第一項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「若しくは所屬員」を「又は所屬員」に改め、「又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で施行令で定めるものを取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合」を削る。  
第九十一条の表三の項から七の項までを次のように改める。

<p>三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号） （第二条第五号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるもの）</p>	<p>電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備（次項及び七の項において「電気通信設備」という。）で総務省令で定めるものの電源の用途（通常の電力の供給が絶たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。次項、五の項及び七の項において同じ。）</p>
<p>四 警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者</p>	<p>警察の用に供する電気通信設備の電源の用途</p>
<p>五 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 第二条第三号の二に規定する放送事業者</p>	<p>放送法第二条第一号に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものの電源の用途</p>
<p>六 自衛隊の使用する機械を管理する者</p>	<p>自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている自動車並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車）と同条第三項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。（その他これらに類する機械で総務省令で定めるものの電源又は動力源の用途</p>

七 消防庁及び地方公共団体  
消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途

第九十一条の表七の二の項及び七の三の項を削り、同表十六の項を次のように改める。  
十六 化学工業を営む者  
1 エチレン、プロピレン及びブチレンの原料又はノルマルパラフィンの原料（ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途  
2 硝安油剤爆薬の原料の用途  
3 ポリプロピレンの製造工程における物性改良及びアモルファスポリマーの粘性低下の用途

第九十一条の表十九の項中「許可」を「登録」に改め、同表十九の二の項を次のように改める。  
十九の二 鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者  
駅（専用測線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二十六条に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積み込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途

付則第六条第一項中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
（個人の県民税の均等割に関する特例）  
第六条の二 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第二十条の六の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。  
付則第八条第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「この項から第五項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」

を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「四分の一」を「六分の一」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を削り、第十項を第八項とし、同条第十一項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「本項」を「この項」に、「所有者その他の施行令で定める者が、」を「敷地の用に供されていた土地が土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるもの（以下この項において「特定地区」という。）の区域内にある場合において、当該被災家屋の所有者その他の施行令で定める者が、当該特定地区の区域内に」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「三分の一」を「四分の一」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第二条第四項に規定する選定事業で施行令で定めるもの（法律の規定により同条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り。）により同条第一項に規定する公共施設等の用に供する家屋で施行令で定めるもの（次項及び第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

付則第八条第二十七項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「都市再生特別措置法」の下に「（平成十四年法律第二十二号）」を加え、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「以下本項において同じ。」を削り、「（以下本項）を」（以下この項）に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を削り、同条第三十二項中「本項」を「この項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条中第三十三項を第三十一項とし、第三十四項を第三十二項とし、第三十五項を第三十三項とし、同条に次の二項を加える。

34 自動車安全運転センターが自動車安全運転センター法第二十九条第一項第一号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で施行令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する。

35 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設の用に供する家屋で施行令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準

準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の四分の一に相当する額を価格から控除する。

付則第八条の四第一項及び第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改める。

付則第九条に次の一項を加える。

4 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則五十五条第三項に規定する受贈者に係る前各項の規定の適用については、第一項中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）」と、「第二十項」とあるのは「第二十項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第三項から第十六項まで」と、第二項中「前項」とあるのは「第四項の規定により読み替えて適用される前項」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、前項中「第一項の規定」とあるのは「第四項の規定により読み替えて適用される第一項の規定」と、「租税特別措置法」とあるのは「旧租税特別措置法」と、「又は第十八項」とあるのは「若しくは第十八項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第四項、第六項若しくは第十二項」と、「前項」とあるのは「第四項の規定により読み替えて適用される前項」と、「同条第二十四項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第二十四項」と、「同条第五項」とあるのは「旧租税特別措置法第七十条の四第五項」とする。

付則第十一条第一項及び付則第十二条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

付則第十四条第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第六項又は前項」を「又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を削る。

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第九十一条の表の改正規定（同表七の項に係る部分に限る。）及び附則第四条第四項の規定については、平成十七年六月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、この規則による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第八条第十六項に規定する代替家屋の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「敷地の用に供されていた土地が土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるもの（以下この項において「特定地区」という。）の区域内にある場合において、当該被災家屋の所有者その他の施行令で定める者が、当該特定地区の区域内に」とあるのは、「所有者その他の施行令で定める者が、」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例第九十一条の規定は、施行日以後の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 この規則による改正前の福岡県税条例（以下「旧条例」という。）第九十一条の規定（同条の表の三の項及び四の項に係る部分に限る。次項において同じ。）は、施行目前に旧法七百条の十五第八項の規定により提出された免税証に記載された免税軽油

附則

(第九十九条第一項に規定する免税軽油をいう。以下この項において同じ。)の数量に相当する数量の軽油を引き渡した当該免税証に係る旧法七百条の十五第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者が施行日以後において当該免税証を当該免税証に係る同項に規定する免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油を引き取る場合における当該軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なおその効力を有する。

3 施行日前において旧条例第九十九条第六項の規定により免税証の交付を受けた旧条例第九十一条の表の上欄に掲げる旧条例第九十九条第一項の免税軽油使用者(以下単に「免税軽油使用者」という。)が、この条例の施行の際、当該交付を受けた免税証のうち当該免税証に係る旧条例第九十四条の二第四項に規定する登録特別徴収義務者又は当該免税証に係る旧法第七百条の十五第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者である者以外の軽油の販売業者に提出していない免税証を所持しているときは、当該免税軽油使用者は、施行日以後速やかに当該免税証を知事に返納しなければならない。

4 新条例第九十一条の規定(同条の表七の項に係る部分に限る。)は、平成十七年六月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

#### 福岡県規則第四十三号

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則(昭和三十八年福岡県規則第三号)の一部を次

のように改正する。

様式第二号から様式第五号までを次のように改める。



様式第2号記載要領

(裏)

- 1 この計算書は、申告書(予定申告書を除く。)を提出するたびに提出してください。
- 2 ①から⑨までの欄は、軽減税率の適用を受ける者にとっては、税率段階ごとに記載してください。
- 3 ⑥の欄には、次の割合を記載してください。

(1) 主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人

新設し、又は増設した固定資産の価額

本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

(2) その他の事業を行う法人又は個人

新設し、又は増設した生産設備に直接従事する従業者の数

本県内に有する事務所又は事業所の従事者の数

- 4 ⑦の欄には、1,000円未満の端数を切り上げた額を記載してください。
- 5 ⑧の欄には、10円未満の端数を切り捨てた額を記載してください。
- 6 地方鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業を併せ行う法人にとっては、当該地方鉄道事業又は軌道事業以外の事業に係る部分について3の割合を適用することとしてください。
- 7 「従業者の数」及び「固定資産の価額」並びに6の「地方鉄道事業又は軌道事業以外の事業に係る部分」の所得の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例によることとしてください。

様式第3号 (第4条関係)

第 号  
年 月 日

過疎地域  
農工導入地区  
離島振興地域

に係る〔法人(個人)事業税、  
不動産取得税〕の課税免除申請  
に対する決定通知書

様

印

福岡県

県税事務所長



年 月 日申請のあった〔法人(個人)事業税、不動産取得税〕  
について、下記のとおり(下記理由により)課税免除する(しない)こととした  
ので通知します。

法人番号・課税番号	事業年度・年・課税年度	免除をした税額
		円

理由

不服申立てについて

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



様式第4号（第5条関係）

過疎地域  
農工導入地区  
離島振興地域

に係る不動産取得税の徴収  
猶予許可（取消）通知書

第 号  
年 月 日

様

印

福岡県

県税事務所長

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例第6条（第7条）第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を許可する（取り消す）こととしたので通知します。

不動産の所在地

課税番号	課税年度	徴収猶予金額 (徴収猶予取消金額)	徴収猶予期間
		円	年 月 日から 年 月 日まで

理由

不服申立てについて

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号（第5条関係）

過疎地域  
農工導入地区  
離島振興地域

に係る不動産取得税の  
徴収猶予不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

印

福岡県

県税事務所長



年 月 日付課税免除の申請に係る不動産取得税（課税番号  
課税年度 ）の徴収猶予については、下記理由により許可しないこととした  
ので通知します。

理 由

不服申立てについて

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第六号中「磯崎郡」を「糟屋郡」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成十七年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十四号

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

(徴収事務の委任)

第二条の二 条例第四条第二項に規定する県税に係る徴収金及び過料の徴収に関する知事の権限に属する事務で別に規則に定めるものは、滞納となつた税及び過料の徴収に関する事務(滞納報告後一年以内の自動車税(当該自動車税以外に滞納がないものに限る。))の徴収及び滞納処分に関するものを除く。)とする。

(広域調査等に係る事務)

第二条の三 条例第四条第四項に規定する広域のかつ緊急に処理することを要する事務で規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第七百条の八第一項各号に掲げる者(以下「特別徴収義務者等」という。)に係る調査で、他の都道府県又は関係機関との連携を要するもの

二 次に掲げる場合に行う特別徴収義務者等に対する脱税に関する調査

イ 法第七百条の十一第二項又は法第七百条の十四第一項各号に規定する申告書に

よる申告に係る納入又は納付が行われないうちがある場合

ロ 法第七百条の二十二の二第一項の規定に違反するおそれがある場合

ハ その他脱税のおそれがあると知事が認める場合

三 特別徴収義務者等に係る調査で、軽油その他の石油製品について見本品の採取を行うもの

四 その他軽油引取税広域調査係で行うことが適当であると知事が認めるもの  
第二十五条の二中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第四十八条第三項の規定による徴収の引継ぎを受け行う徴収に係る徴収金

第三十六号の三様式又は第三十六号の四様式

第三十一条の三の次に次の一条を加える。

(徴収の県内引継ぎ)

第三十一条の四 次の表の上欄に掲げる県税事務所の長は、滞納者が同表下欄に掲げる県税事務所の所管区域に住所、事務所又は事業所(以下この項及び次項において「住所等」という。)を有するときは、当該住所等を管轄する県税事務所の長にその徴収を引き継ぐことができる。

福岡県北九州東県税事務所	福岡県行橋県税事務所	福岡県北九州東県税事務所
福岡県飯塚・直方県税事務所	福岡県田川県税事務所	福岡県田川県税事務所
福岡県久留米県税事務所	福岡県大牟田県税事務所	福岡県久留米県税事務所
	福岡県筑後県税事務所	

2 次の表の上欄に掲げる県税事務所の長は、滞納者が同表中欄に掲げる区域に住所を有する場合においては、同表下欄の県税事務所の長にその徴収を引き継ぐことができる。

福岡県行橋県税事務所	福岡県行橋県税事務所	福岡県北九州東県税事務所
福岡県田川県税事務所	福岡県田川県税事務所	福岡県飯塚・直方県税事務所
福岡県田川県税事務所	福岡県田川県税事務所	福岡県飯塚・直方県税事務所

福岡県大牟田県税事務所		福岡県大牟田県税事務所及び福岡県筑後県税事務所の所管区域以外の区域	福岡県久留米県税事務所
福岡県筑後県税事務所		福岡県筑後県税事務所 の所管区域	福岡県筑後県税事務所
福岡県大牟田県税事務所及び福岡県大牟田県税事務所の所管区域以外の区域		福岡県久留米県税事務所	
福岡県大牟田県税事務所		福岡県大牟田県税事務所	

3 前二項の規定による引継ぎをするときは、引継ぎを受けた所長はその旨を第六十一号の七十九の二様式により滞納者に通知しなければならない。この場合において、執行機関に対し交付要求又は参加差押えをしているときは、引継ぎをする所長はその旨を第六十一号の七十九の三様式により当該執行機関に通知しなければならない。

第三十二条第一項中「他の都道府県内」を「その管轄区域外若しくは他の都道府県内に」、「当該都道府県」を「当該市町村若しくは都道府県」に改め、同条第三項中「都道府県」を「市町村又は都道府県」に改める。

第三十九条の二の三の次に次の一条を加える。

(法人事業税の徴収猶予に係る担保の解除又は処分)

第三十九条の二の四 所長は、前条第一項において徴収猶予した事業税が徴収猶予期間内に完納された場合、徴収猶予期間を経過した後に完納された場合その他担保の解除をする場合は、第十号の二様式により担保の設定者に通知しなければならない。この場合において、供託原因消滅証明書を交付するときは、第七十三号の二の五様式又は第七十三号の二の六様式によらなければならない。

2 所長は、法第十六条の五第一項の規定により担保財産を処分するため供託物の還付を請求するときは、第七十三号の二の七様式によるものとする。

第四十条第二項を削る。

第四十五条第二項中「第八十号の二の二様式」の下に「又は第八十号の二の三様式」を加える。

第四十八条の二第三項中「第八十三号の四様式」を「第八十号の二の三様式又は第八十三号の四様式」に改める。

様式目次中

三	納税通知書(その一の一、その一の二、その二、その三の一、その三の二、その三の三、その三の四、その四、その五、その六、その七、その八)	六条	を
三	納税通知書(その一の一、その一の二、その一の三、その一の四、その一の五、その二の一、その二の二、その三の一、その三の二、その三の三、その三の四、その四の一、その四の二、その五、その六、その七、その八)	六条	に、
三の二	県税額変更通知書(その一、その二、その三、その四、その五、その六、その七)	六条	を
三の二	県税額変更通知書(その一、その二、その三、その四、その五、その六、その七、その八)	六条	に、
十七の二	納付書	十三条	を
十七の二	(削除)	十三条	に、
六十一の七 十九	徴収嘱託通知書(執行機関用)	三十一条の二 三十二条	を

<p>七十四の二 医業歯科医業の事業報告書</p>	<p>七十三の二 の七 証明書（供託物還付請求用）</p>	<p>七十三の二 の六 供託原因消滅証明書（振替国債用）</p>	<p>七十三の二 の五 供託原因消滅証明書（有価証券用）</p>	<p>七十三の二 の四 法人事業税徴収猶予（延長）許可（不許可）（取消）通知書</p>	<p>七十三の二 の四 法人事業税徴収猶予（延長）許可（不許可）（取消）通知書</p>	<p>六十五 法人の変更届（その一） 法人税に係る連結納税の承認等の届出書 （その二）</p>	<p>六十五 法人の変更届</p>	<p>六十一の七 十九の二 六十一の七 十九の三 徴収引受書</p>	<p>六十一の七 十九の二 六十一の七 十九の三 徴収引継通知書</p>	<p>六十一の七 十九 徴収嘱託通知書（執行機関用）</p>	
<p>二十条の二十 四十条</p>	<p>三十九条の二 の四</p>	<p>三十九条の二 の四</p>	<p>三十九条の二 の四</p>	<p>三十九条の二 の三</p>	<p>三十九条の二 の三</p>	<p>三十四条</p>	<p>三十四条</p>	<p>三十一条の二 三十一条の四 三十二条</p>	<p>三十一条の二 三十一条の四 三十二条</p>	<p>三十一条の二 三十一条の四 三十二条</p>	
<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>に、</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>	<p>に、</p>	<p>に、</p>	
<p>八十の二の 二 不動産取得税徴収猶予許可（不許可・取消）申請書</p>	<p>二十条の三十 四 四十七條</p>	<p>二十条の三十 五の二 四十六條の二</p>	<p>二十条の三十 五の三 四十六條の三</p>	<p>二十条の三十 五の四 四十六條の四</p>	<p>二十条の三十 五の五 四十六條の五</p>	<p>二十条の三十 五の六 四十六條の六</p>	<p>二十条の三十 五の七 四十六條の七</p>	<p>二十条の三十 五の八 四十六條の八</p>	<p>二十条の三十 四 四十六條の二</p>	<p>二十条の三十 四 四十六條の二</p>	<p>七十四の二 （削除）</p>
<p>に改</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に、</p>

八十の二の  
三 不動産取得税徴収猶予通知書

二十条の三十	四十五条
四	
二十条の三十	四十六条の二
五の二	
二十条の三十	四十六条の三
五の三	
二十条の三十	四十六条の四
五の四	
二十条の三十	四十六条の五
五の五	
二十条の三十	四十六条の六
五の六	
二十条の三十	四十六条の七
五の七	
二十条の三十	四十六条の八
五の八	
付則八条の三	四十六条の十
付則八条の四	四十六条の十
一	
付則九条	四十七条
	四十八条の二

める。  
第三号様式及び第三号の二様式を次のように改める。

第3号様式その1の1 (第6条関係)

(表)

様

電話番号

福岡県 個人事業税納入済通知書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	5	所得年	16	合計金額	17	23	24
年度	税目	CD	28	課税年度	課税年度	納付事由	32	課税	33
26								納期限	

税額	35	課税事務所	101	領収日付印	106
延滞金額	46	福岡県			
合計金額	90	県税事務所			

取引店 上記金額を受領したので通知します。 福岡県金庫サービスセンター 取りまどめ局 〒812-8794 受付局一取りまどめ局一加入者 (県税事務所送付用)

福岡県 個人事業税 納付書

加入者名	福岡県	課税事務所出納員	年度
口座番号			
税額			
延滞金額			
合計金額			

福岡県 個人事業税納税通知書 兼 領収証書

個人事業税は第1種事業、第2種事業、第3種事業を行う人で県内に事務所又は事業所のある人に課税されます。

税率 第1種事業 % 第2種事業 % 第3種事業 % ( %)

下記の年税額は 年分 分の所割に対し課税したものです。

この納付書は第1期納付( 月 日 ~ 月 日)の納付に使用してください。

整理番号	住所	氏名	課税年度	所得年	税率100分の	税額	延滞金額	合計金額	納期限

上記の金額を納付してください。

福岡県 県税事務所在 上記の金額を納付しました。

領収日付印

(納税書交付用)

(裏)

個人事業税の法的根拠について

本条例は、個人が行う第1種事業、第2種事業、第3種事業に對し、前年中の事業の所得又は当該年の1月1日から事業廃止の日までの事業の所得を課税標準として、それと前年の課税標準との差額を課税標準とする。...

不服申立について

- 1 この税の課税について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができる。
2 この処分取消の請求は、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。...

延滞金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎる場合は、延滞金を併せて納付してください。
延滞金の計算は次のようになります。
なお、特別基準割合(法定割合+4%) 年14.6%

Table with columns for '納付日' (Payment Date) and '納付日までの期間' (Period since payment date). It lists dates from April 1st to August 31st and calculates the tax amount for each period, including a calculation example for the year 17.

納付場所

- 1 銀行
福岡・西日本シティ銀行・三井住友銀行・東京三菱銀行・ユーエフエフ(UFJ)りそな・あおぞら銀行
2 信託銀行
住友・中央三井・ユーエフエフ(UFJ)・三菱・みずほの各信託銀行の国内の店舗
3 農業協同組合
福岡県内の各農業協同組合
4 信用金庫
福岡・飯塚・大牟田柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・遠賀の各信用金庫
5 信用組合
福岡県中央・とびらめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
6 その他
商工組合中央金庫の国内の店舗
九州労働金庫の本・支店
福岡県信用農業協同組合連合会
九州内の郵便局(沖縄を除く)
福岡県県税事務所

※金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。



第3号様式その1の2 (第6条関係)

(表)

様

電話番号

福岡県 個人事業税納入済通知書

加入者名	福岡県 個人事業税納入済通知書	口番	5	整理番号	19	合計金額	17	23	24
年度	3	口番	28	整理番号	29	延滞金額	16	合計金額	23
課税年度	CD	納付事由	32	納付事由	33	納付事由	33	納付事由	33

税額	35	課税事務所	101	領収日付印	106
延滞金額	48	福岡県			
合計金額	90	課税事務所			
住所氏名	福岡県 個人事業税納入済通知書 (納税者交付用)				

取引店 上記金額を受領したので通知します。 取りまとめ局 〒812-8794 受付局→取りまとめ局→加入者 福岡県金事務所センター

福岡県 個人事業税 納付書

加入者名	福岡県	課税事務所出納員
口番		年度

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
氏名	福岡県 個人事業税納入済通知書 (金融機関領用)
整理番号	領収日付印
課税事務所	福岡県 個人事業税納入済通知書 (金融機関領用)

福岡県 個人事業税納付書兼領収証書

整理番号	
住所	
氏名	
課税年度	
所得年	
2期分 第 種事業	

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
納期限	年 月 日

上記のとおり領収しました。

領収日付印

納付場所は裏面に記載しています。

(納税者交付用)

(裏)

延滞金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付される場合は、延滞金を併せて納付してください。

具体的な延滞金額については県税事務所にご確認ください。

なお、延滞金の計算は次のようになります。

特別基準割合  
(法定基準+4%)

年14.6%

納付日

1ヶ月

納付日

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特別基準割合を、それ以降は特別の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額が延滞金となります。

特別基準割合とは、前年の11月末日の法定歩合に運動した割合です。

平成12年1月1日～平成13年12月31日の間 年4.5%(0.5%+4%)

平成14年1月1日～平成16年12月31日の間 年4.1%(0.1%+4%)

平成17年1月1日以降 (前年の11月末日の法定歩合)+4%

特別基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。

なお、計算した延滞金額の100円未満は切り捨てになります。

また、延滞金の総額が1,000円未満のときは納める必要はありません。

(計算例)

税 額

34,500円

納期限の翌日から一月を経過する日

平成17年 8月31日

納付日

平成17年 9月30日

年4.1%の日数……30日 (平成17年 9月1日～平成17年 9月30日)

年14.6%の日数……89日 (平成17年10月1日～平成17年12月28日)

34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.1% × 30 / 365 = 114円(1円未満切り捨て)

34,000円(1,000円未満切り捨て) × 14.6% × 89 / 365 = 1,210円40銭

114円 + 1,210円40銭 = 1,324円40銭(100円未満切り捨て) 計算例: 延滞金1,300円

その他

御不明な点があるときは、県税事務所に問い合わせください。

納付場所

- 銀行  
福岡・西日本シティ銀行・三井住友銀行・東京三菱銀行・ユーエフジェイ(UFJ)・りそな・あおぞら・新住・筑邦・大分・佐賀・十八・親和・肥後・鹿児島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・熊本・アズミ・豊和・宮崎本場・南日本・西京・佐賀共栄・もみじ・みずほ・みずほコーポレート・各銀行の国内の店舗
- 信託銀行  
住友・中央三井・ユーエフジェイ(UFJ)・三菱・みずほの各信託銀行の国内の店舗
- 農業協同組合  
福岡県内の各農業協同組合
- 信用金庫  
福岡・飯塚・大牟田・柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・遠賀の各信用金庫
- 信用組合  
福岡県中央・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
- その他  
商工組合中央金庫の国内の店舗  
九州労働金庫の本・支店  
福岡県信用農業協同組合連合会  
九州内の郵便局(沖縄県を除く)  
福岡県県税事務所

※金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

第3号様式その1の3 (第6条関係)

(表)

様

電話番号

福岡県 個人事業税納入済通知書

加入者名	福岡県 個人事業税納入済通知書	口座番号	5	整理番号	28	納付事由	32	納付年月	16	所轄	17	合計金額	23	連番	24
年度	税目	CD	28	年度	納付事由	納付年月	納付年月	納付年月	納付年月	納付年月	納付年月	納付年月	納付年月	納付年月	納付年月

税額	55	円	課税事務所	101	領収日付印	108
延滞金額	46	円	福岡県			
合計金額	90	円	県税事務所			

取引店 上記金額を受領したので通知します。 福岡県金事務所センター 取りまじめ局 千812-8794 受付局一取りまじめ局一加入者

福岡県 個人事業税 納付書

加入者名	福岡県	課税事務所出納員	年度
口座番号			

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
氏名	
整理番号	
課税事務所	福岡県
領収日付印	

(金融機関保管用)

福岡県 個人事業税納税通知書 兼 領収証書

個人事業税は第1種事業、第2種事業、第3種事業を行う方(個人)に課税される人(個人)に課税されます。

第1種事業 % 第2種事業 % 第3種事業 % ( % )

整理番号	課税年度	年度
住所		
氏名		
前回	①	円
今回	②	円
前回	③	円
今回	④	円
前回	⑤	円
今回	⑥	円
前回	⑦	円
今回	⑧	円
前回	⑨	円
今回	⑩	円

第1種事業	課税標準額	円
第2種事業	課税標準額	円
第3種事業	課税標準額	円
税額100分の	年 税額	円
納期	年 月 日から	納期
納期	年 月 日まで	納期
納期	年 月 日から	納期
納期	年 月 日まで	納期

上記の金額を納付してください。 福岡県 課税事務所 上記の通り領収しました。

(納税者交付用)

(裏)

個人事業税の法的根拠について

事業税は、個人が行う第1種事業、第2種事業、第3種事業に対し、前年中の事業の所得又は当該年の1月1日から事業廃止の日までの事業の所得を課税標準として、それぞれの特例率により100・100・100の税率を乗じた税額で課税されます。(地方税法第72条の2第3項、第72条の4第7項、第72条の4第9項の13第1項、福岡県税条例第20条の14第2項、第20条の19第2項、第20条の19第4項)

不服申立について

1 この税の課税について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。  
なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なお、審査請求書の提出は、審査請求を提出することとしてください。

- 2 この処分取消の請求は、上記1の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を受けた後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内は福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります)この処分取消の請求を提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を提起しないで、この処分取消の請求を提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過して裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分取消の執行又は手続上の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を提起しないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付される場合は、延滞金を併せて納付してください。  
具体的延滞金額については県税事務所にご確認ください。

なお、延滞金の計算は次のようになります。

特別基準割合(法定歩合+4%) 年14.6%

納期限

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特別基準割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額が延滞金となります。

特別基準割合とは、前年の11月末日の公定歩合に運動した割合です。

平成12年1月1日～平成13年12月31日の間 年4.5%(0.5%+4%)  
 平成14年1月1日～平成16年12月31日の間 年4.1%(0.1%+4%)  
 平成17年1月1日以降 (前年の11月末日の公定歩合)+4%

特別基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。

なお、計算した延滞金額の100円未満は切り捨てにいたします。

また、延滞金の総額が1,000円未満の場合は、延滞金はありませぬ。

(計算例)

納付日 納付日 納付日

納期限の翌日から一月を経過する日 平成17年 8月31日 34,500円  
 納付日 平成17年 9月30日  
 平成17年12月28日

年 4.1%の日数……30日 (平成17年 9月1日～平成17年 9月30日)  
 年14.6%の日数……89日 (平成17年10月1日～平成17年12月28日)  
 34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.1% × 30 / 365 = 114円(1円未満切り捨て)  
 34,000円(1,000円未満切り捨て) × 14.6% × 89 / 365 = 1,210円40銭  
 114円 + 1,210円40銭 = 1,324円40銭(100円未満切り捨て) 計算例:延滞金1,300円

その他

御不明な点があるときは、県税事務所に問い合わせください。

納付場所

- 1 銀行  
福岡・西日本シティ銀行・三井住友銀行・東京三菱コーポレートバンク(UBJ)・りそな・あおぞら・新宮・筑邦・大分・佐賀・十人・親和・肥後・鹿屋・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・熊本・アズミ・豊和・宮崎本場・南日本・西京・佐賀共栄・もみじ・みずほ・みずほコーポレート・各銀行の国内の店舗
- 2 信託銀行  
住友・中央三井・ユーエフジェイ(UFJ)・三菱・みずほの各信託銀行の国内の店舗
- 3 農業協同組合  
福岡県内の各農業協同組合
- 4 信用金庫  
福岡・飯塚・大牟田・柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・遠賀の各信用金庫
- 5 信用組合  
福岡県中央・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
- 6 その他  
商工組合中央金庫の国内の店舗  
九州労働信用金庫の本・支店  
福岡県信用農業協同組合連合会  
九州内の郵便局(詳細県を除く)  
福岡県県税事務所

※金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。



第3号様式その1の5 (第6条関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)



郵便はがき

納税額についてお知らせ  
(個人事業税2期)

親展

様

福岡県

県税事務所

・裏面の開封方法を御覧ください

納税額についてお知らせ(口座振替)

様

年度 個人事業税2期

第 種 事 業

整理番号	
納付額 (振替額)	円
納期限 (振替日)	年 月 日

上記の金額を下記の口座より振替します。

金融機関名  
支店名  
口座名義人

年 月 日

福岡県

県税事務所長

納付について

あなたに賦課された個人事業税の2期分の税額は、左記の金融機関の預金口座から左記納期限に自動振替により納税されます。

延滞金について

口座振替日において残高不足等により口座振替が行なえなかった場合には、口座振替日以降に納税催告用納付書を送付しますので、当該納付書により納税を行ってください。なお、その際の延滞金の計算は、法律に基づき左記の納期限の翌日から計算されますので、あらかじめご了承ください。

その他

この「お知らせ」に関するお問い合わせは、左記の県税事務所の各係にお願いします。  
課税に関するものについては、課税課事業税係  
口座振替納税に関するものについては、収税課収納係

(用紙 各紙とも縦 14.8cm横10cm)

第3号様式その2の1 (第6条関係)

(表)

様

電話番号

詳しくは同封のチラシをご参照下さい。

※土地を取得された方  
 住宅用土地については、一定の要件を満たせば  
 減額が受けられます。

※中古住宅(マンションを含む)を取得された方  
 一定の要件を満たせば減額が受けられます。

※上記の減額等についての軽減措置を受けるには  
 申請が必要です。

福岡県 不動産取得税納入済通知書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口産番号	16	延滞金	23	延滞率	24
年度	3	課税番号	5	延滞金額	17	延滞率	24
納定事由	CD	課税年度	29	納付事由	32	課税年度	23
		納付事由	32	課税年度	33	納付事由	納期限

1  
c# 82

福岡県 不動産取得税 納付書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口産番号	16	延滞金	23	延滞率	24
年度	3	課税番号	5	延滞金額	17	延滞率	24
納定事由	CD	課税年度	29	納付事由	32	課税年度	23
		納付事由	32	課税年度	33	納付事由	納期限

福岡県 不動産取得税納税通知書 兼 領収証書

住所	福岡県 株	課税標準額	円	税率	3%	延滞率	4%
氏名	株	延滞金額	円	延滞率	4%	延滞率	4%
所在地	株	合計金額	円	延滞率	4%	延滞率	4%
項目又は納定事由	用途	延滞率	4%	延滞率	4%	延滞率	4%
取得年月日	年 月 日	延滞率	4%	延滞率	4%	延滞率	4%
取得場所	共有者 名	延滞率	4%	延滞率	4%	延滞率	4%
取得面積	㎡	延滞率	4%	延滞率	4%	延滞率	4%
取得価格	円	延滞率	4%	延滞率	4%	延滞率	4%
取得用途	用途	延滞率	4%	延滞率	4%	延滞率	4%
取得用途	用途	延滞率	4%	延滞率	4%	延滞率	4%

上記の金額を納付してください。

延滞金額	円	延滞率	4%
合計金額	円	延滞率	4%

領収日付印 106

取引店 上記金額を受領したので通知します。 福岡県金事務所

延滞金額	円	延滞率	4%
合計金額	円	延滞率	4%

延滞金額	円	延滞率	4%
合計金額	円	延滞率	4%

領収日付印 年 月 日

納税者交付用

(裏)

不動産取得税の法的規制について

不動産取得税は、不動産(土地・家屋)を取得された方に課税されます。(地方税法第73条の2、福岡県税条例第20条の23)

不服申立について

1 この税の課税について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。か、なるべく併用審査請求書を作成して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決をしない、この処分の取消しの訴えを提起することができません。  
(1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続きの執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

納期限後に納付する場合には、次の例により、延滞金を計算して本税と併せて納付してください。延滞金の計算は次のようになります。

特例基準割合 (法定基準+4%) 年14.6%

納付期限

1ヶ月

納付日

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特例基準割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額が延滞金になります。

特例基準割合とは、前年の11月末日の公定歩合に運動した割合です。

平成12年1月1日～平成13年12月31日の間 年4.5%(0.5%+4%)

平成14年1月1日～平成16年12月31日の間 年4.1%(0.1%+4%)

平成17年1月1日以降 (前年の11月末日の公定歩合)+4%

特例基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。

なお、計算した延滞金額の100円未満は切り捨てになります。

また、延滞金の総額が1,000円未満の時は約める必要はありません。

(計算例)

税額 34,500円

納期限 平成17年5月31日

納付日 平成17年6月30日

納期限の翌日から一月を経過する日 平成17年9月29日

年 4.1%の日数……30日 (平成17年6月1日～平成17年6月30日)

年 4.6%の日数……91日 (平成17年7月1日～平成17年9月29日)

34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.1% × 30 / 365 + 114円(1円未満切り捨て)

34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.6% × 91 / 365 = 1,210円40銭

114円 + 1,210円40銭 = 1,324円40銭(100円未満切り捨て)

計算例:延滞金1,300円

その他

御不明な点があるときは、県税事務所にお問い合わせください。

納付場所

- 銀行
    - 福岡・西日本シティ銀行・三井住友銀行・東京三菱銀行・ユーエフジエ(UFJ)・リソナ・あおぞら銀行・新生・我邦・大分・佐賀・十八・親和・肥後・鹿児島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・熊本・アメリィ・豊和・宮崎太陽・南日本・西京・佐賀共栄・みんじみずほ・みずほコーポレートの各銀行の国内の店舗
  - 信託銀行
    - 信友・中央三井・ユーエフジエ(UFJ)・三菱・みずほの各信託銀行の国内の店舗
  - 農業協同組合
    - 福岡県内の各農業協同組合
  - 信用金庫
    - 福岡・飯塚・大牟田柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・遠賀の各信用金庫
  - 信用組合
    - 福岡県中央・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
  - その他
    - 商工組合中央金庫の国内の店舗
    - 九州労働金庫の本・支店
    - 福岡県信用農業協同組合連合会
    - 九州内の郵便局(沖縄県を除く)
    - 福岡県県税事務所
- ※金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。





(裏)

不動産取得税の法的相拠について

不動産取得税は、不動産(土地・家屋)を取得された方に課税されます。(地方税法第73条の2、福岡県税条例第20条の23)

不服申立について

1 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、この際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なお、審査請求を提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として(代審官は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続きの執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

納期限後に納付する場合には、次の例により、延滞金を計算して本税と併せて納付してください。なお、延滞金の計算は次のようになります。

特別基準割合  
(公定歩合+4%) 年14.6%

納期限

1ヶ月

納付日

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特別基準割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額が延滞金になります。

特別基準割合とは、前年の11月末日の公定歩合に運動した割合です。

平成12年1月1日～平成13年12月31日の間 年4.5%(0.5%+4%)

平成14年1月1日～平成16年12月31日の間 年4.1%(0.1%+4%)

平成17年1月1日以降 (前年の11月末日の公定歩合)+4%

特別基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。

なお、計算した延滞金額の100円未満は切り捨てになります。

また、延滞金の総額が1,000円未満の場合は納めなくても構いません。

(計算例)

税額 34,500円

納期限 平成17年 5月31日

納期限の翌日から一月を経過する日 平成17年 6月30日

納付日 平成17年 9月29日

年 4.1%の日数……30日 (平成17年 6月1日～平成17年 6月30日)

年 14.6%の日数……91日 (平成17年 7月1日～平成17年 9月29日)

34,500円(1,000円未満切り捨て) × 4.1% × 30 / 365 = 114円(1円未満切り捨て)

34,000円(1,000円未満切り捨て) × 14.6% × 89 / 365 = 1,210円40銭

114円 + 1,210円40銭 = 1,324円40銭(100円未満切り捨て)

計算例:延滞金1,300円

その他 計算例:延滞金1,300円

御不明な点があるときは、県税事務所に問い合わせてください。

第3号様式その3の1 削除 [昭和49年規則48号]

第3号様式その3の2 (第6条関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)

備考

7 6 5 4 3 2 1

用紙の大きさは、各紙とも十八・〇センチメートル、横八・五センチメートルとし、各紙のり付けてその他の方法により接続すること。

各紙は、二紙の裏カトリボンは、第一紙の裏と同箇所により接続すること。

地方税法第五十一条の規定により普通徴収する場合は、第一紙の裏中「滞滞金について」の事項に適用する。

地方税法第十三条の二第三項前段「納税通知書発行前の納税の告知」の規定により滞滞金を徴収する場合は、第一紙の裏中「滞滞金について」の事項に適用する。

地方税法第十三条の二第三項前段「納税通知書発行前の納税の告知」の規定により滞滞金を徴収する場合は、第一紙の裏中「滞滞金について」の事項に適用する。

地方税法第十三条の二第三項前段「納税通知書発行前の納税の告知」の規定により滞滞金を徴収する場合は、第一紙の裏中「滞滞金について」の事項に適用する。

自動車税納税通知書・領収証書  
兼納税証明書(継続検査用)

納付書・郵便振替依頼書

領収済通知書

口座番号	—	—
加入者	福岡県	県税事務所出納員
税率	円	課税月数 月 第 号

口座番号	—	—
加入者	福岡県	県税事務所出納員
税率	円	課税月数 月 第 号

口座番号	—	—
加入者	福岡県	県税事務所出納員
税率	円	課税月数 月 第 号

(住所・氏名)

様

(住所・氏名)

様

(住所・氏名)

様

登録年度	14	年度分	15	期別	18	納付区分	19
税	額	延滞金	計	合計			
納	期	限			年 月 日		

登録年度	14	年度分	15	期別	18	納付区分	19
税	額	延滞金	計	合計			
納	期	限			年 月 日		

登録年度	14	年度分	15	期別	18	納付区分	19
税	額	延滞金	計	合計			
納	期	限			年 月 日		

上記の金額を納付してください。

福岡県 県税事務所長

自動車税納税証明書  
(継続検査用)

領収日付印

領収印のないもの又は有効期限がで経過してあるものは納税証明なりません。

年 月 日

郵便振替依頼書 払出口座番号

上記金額を私名義の上記口座から払い出し、納付してください。

年 月 日

領収日付印

引出請求人 氏 名

印

上記の上お領収したので通知します。

領収日付印

取引店 福岡銀行 郵便局

支店

取引店

納付場所は第2紙の裏面を御覧ください。(納税者交付用)

財二業第894号承認 (金融機関保管専用)

(県税事務所送付用)

第3号様式その3の1 削除 [昭和49年規則48号]  
第3号様式その3の2 (第6条関係)

(第1紙の裏)

(第2紙の裏)

(第3紙の裏)

カー  
ボ  
ン

カー  
ボ  
ン

カー  
ボ  
ン

カー  
ボ  
ン

自動車税の法的根拠について

自動車税は、自動車を持っている者又は国、地方公共団体等の  
自動車を借り受けて使用している者に課税されます。

地方税法145条、福岡県税条例第48号

不服申立てについて

1 この処分不服があるときは、この裏面を受け取った日の  
翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定  
により福岡県知事に審査請求することができます。

なお、この審査請求書は、正、副の通を提出しなければな  
りませんが、なるべく所轄県税事務所長を經由して提出する  
こととしてください。

2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁  
決を経た後でなければ提起することができません。審査請求  
経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して  
6か月の裁決を以て福岡県を被告として(代表者は福岡県  
知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起すること  
ができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に  
は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消し  
の訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がな  
いとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい  
損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

その他

ご不明の点があるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。

納付場所

1 銀行

福岡・西日本ソフイ・筑前・福岡中央・みずほ・みずほコーポ  
レート・三井住友・東京三菱・ユーエフジエイ(UFJ)・  
りそな・あおぞら・新生・大分・佐賀・十八・親和・肥後・  
鹿児島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・長崎・南日本・  
佐賀共栄・熊本フアミリー・西京・豊和・宮崎太陽・もみじの  
各銀行の国内の店舗

2 信託銀行

住友・中央三井・ユーエフジエイ(UFJ)・三菱・みずほの  
各信託銀行の国内の店舗

3 農業協同組合

福岡県内の各農業協同組合

4 信用金庫

福岡・飯塚・福岡ひびき・遠賀・田川・大牟田柳川・大川・  
筑後の各信用金庫

5 信用組合

福岡県中央・福岡南・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀  
の各信用組合

6 上記以外

商工組合中央金庫の国内の店舗  
九州労働金庫  
福岡県信用農業協同組合連合会  
九州(沖縄県を除く。)の各郵便局  
福岡県各県税事務所  
※金融機関の名称等については、変更になる場合がありますので  
ご了承ください。

その他

ご不明の点があるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。

延滞金について

納期限後に納付する場合には、次の例により延滞金を計算して  
本税と併せて納付してください。

なお、税額が1,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円未満  
であるときは、延滞金を納める必要はありません。

延滞金の計算例は次のようになります。

特別基準割合 ※

(公定割合+4%) 年14.6%

納期限

1ヶ月

納付日

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特別基準  
割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割  
合を乗じて得た額が延滞金になります。

※特別基準割合とは、前年の11月末日の公定割合に年4%の割合を  
加算した割合です。

(計算例)

税 額

納 期 限

納期限の翌日から1月を経過する日

納 付 日

年4.1%の日数……30日(6月1日～6月30日)

※特別基準割合

年14.6%の日数……93日(7月1日～10月1日)

34,000円(1,000円未満切捨て)×4.1%×30 = 114円

(1円未満切捨て)

34,000円(1,000円未満切捨て)×14.6%  
93 = 1,264円80銭

114円+1,264円80銭 = 1,378円80銭(100円未満切捨て)

延滞金額は県税事務所へ確認してください。

郵便振替による納付について

郵便振替の方法により納付する場合には、郵便振替依頼書に所定事  
項を記入の上、氏名の末尾に届出済の印を押印してください。

その他

ご不明の点があるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。

第3号様式その3の3 (第6条関係)

納税通知書

自動車税の法的根拠について

自動車税は、自動車の所有者(所有権留保付き割賦販売の場合は使用者)に課税されます(地方税法第145条、福岡県条例第48条)。

不服申立について

- この処分不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。  
なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)福岡地方裁判所にこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

登録番号	税額	円
年度 自動車税	納期限	年 月 日

(\*延滞金については、納期限を経過した場合に地方税法等により加算されます。)

上記の金額を納付してください。納付書等は次頁にあります。

年 月 日

福岡県

県税事務所長

コンビニエンスストアでの納税について

コンビニエンスストアでも納税ができます。取納できるコンビニエンスストアは裏面を参照してください。

ただし、コンビニエンスストアでお取り扱いできるのは、年月日までです。その期間を過ぎましたら最寄りの金融機関等をお願いします。

<納付される場合はここから切り離してご使用ください。>

福岡県税

納入済通知書

加入者	福岡県	県税事務所
		C# 3 4 78

納付書(店舗控)

口座	加入者	福岡県	県税事務所
----	-----	-----	-------

領収証書

口座	加入者	福岡県	県税事務所
----	-----	-----	-------

登録番号	年度自動車税
税額	延滞金
合計額	

登録番号

登録番号

平成 年度自動車税	延滞金	合計額
納期限 平成 年 月 日		

年度自動車税

年度自動車税

上記金額を修正した場合は納付できません  
取引店 福岡県 支店 取りまとめ局  
取納代行 福岡県 トラフィナンس 千812-8794 福岡県金事務所センター

税額	円
延滞金	円
合計金額	円

税額	円
延滞金	円
合計額	円

金融機関、コンビニ領収日付印

\*別記コンビニエンスストアで取納できるのは 年月日までです。

納期限 年 月 日

領収日付印

領収日付印

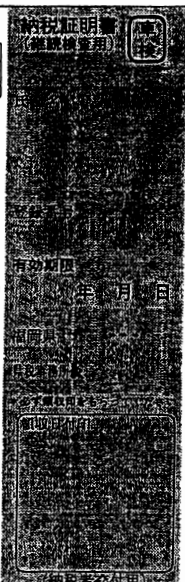
領収証紙  
印紙は  
不要です

(県税事務所送付用)

受付局→取りまとめ局→加入者

振振第1311号承認 (金融機関保管用)

(納税者交付用)



(第2紙)

(第1紙)

(第1紙の裏)

(第2紙の裏)

納付場所

\*納付されるときは「本状」をご持参ください。  
納付場所について

1. 国内の全店舗

○福岡・西日本シティ・三井住友・東京三菱・ユーエフジェイ(UFJ)・  
りそな・あおぞら・新生・筑邦・大分・佐賀・十八・親和・肥後・  
鹿児島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・  
熊本ファミリー・豊和・宮崎太陽・南日本・西京・佐賀共栄・もみじ・  
みずほ・みずほコーポレート

○住友・ユーエフジェイ(UFJ)・中央三井・三菱・みずほの  
信託銀行

○商工組合中央金庫

○九州労働金庫

2. 福岡県内の全店舗

○福岡・飯塚・大牟田柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・遠賀  
の各信用金庫

○福岡県中央・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の  
各信用組合

○福岡県信用農業協同組合連合会・福岡県内の各農業協同組合

\*金融機関の名称等については、変更になる場合がありますので  
ご了承ください。

3. 郵便局 九州(沖縄県を除く。)の各郵便局

4. 県税事務所 福岡県の各県税事務所

5. コンビニエンスストア

\*コンビニエンスストアでお取り扱いできるのは、月 日までです。

コンビニエンスストアで納付していただいた場合、福岡県で納税確認が  
完了するまで原則2週間ほどかかります。  
福岡県に納税証明書の申請等をされる場合は領収書をご持参ください。

領収書のみ別途で使用される場合はハサミで切り離してご使用ください



この納税証明書は車検を受けるときに必要です。  
「自動車検査証」と一緒に保管してください。

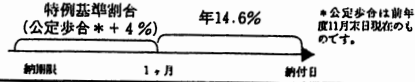
◎納期限及び延滞金について

税金の納付は納期限内にお願いします。

やむを得ず納期限後に納付する場合は、延滞金を併せて納付してください。

延滞金は本税が完納になるまで加算されます。延滞金の計算は次のようになります。

延滞金額が1,000円未満であるときは、延滞金を納める必要はありません。



具体的な延滞金額については県税事務所にご確認ください。

(計算例) 税額 34,500円 納期限 5月31日

納期限の翌日から1月を経過する日	6月30日
納付日	9月30日
年4.1%の日数.....30日 ( 6月1日~ 6月30日)	
※(特例基準割合)	
年14.6%の日数.....92日 ( 7月1日~ 9月30日)	
34,000円(1,000円未満切捨て) × 4.1% × 30 / 365 = 114円(1円未満切捨て)	
34,000円(1,000円未満切捨て) × 14.6% × 92 / 365 = 1,251円20銭	
114円 + 1,251円20銭 = 1,365円20銭(100円未満切捨て)	
計算例: 延滞金1,300円	

第3号様式その3の4 (第6条関係)

(表)

様

電話番号

福岡県 自動車税納入済通知書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	5	案分	17	合計金額	23	運番	24
年度	3	登録番号	29	課税年度	33	納付事由	納期限		
課税事由	CD								

1  
c#  
82

福岡県 自動車税 納付書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	納付年度	
口座番号		登録年分	

税 額	円
延滞金額	円
合計金額	円

氏名	様
登録番号	
課税事務所	福岡県 県税事務所

領収日付印	
-------	--

(金融機関保書用)

福岡県 自動車税納税通知書・領収証書 兼 納税証明書(継続検査用)

登録番号		年 度	
登録年分			
住 所			
氏 名			
税 額	円		
延滞金額	円		
合計金額	円		
納 期 限		年 月 日	

上記の金額を納付してください。  
 福岡県 年 月 日  
 県税事務所長

上記のとおり領収しました。  
 自動車税納税証明書(継続検査用)  
 有効期限 年 月 日  
 領収印のないもの又は有効期限が\*\*で経過してあるものは  
 納税証明書にはなりません。  
 納付場所は裏面に記載しています。

領収日付印

(納税書交付用)

税 額	35	課税事務所	101	領収日付印	105
延滞金額	46	福岡県			
合計金額	80	県税事務所			

取引店 上記金額を受領したので通知します。 福岡県金事務所  
 取りまどめ局 〒812-8794 受付局-取りまどめ局-加入者

(県税事務所送付用)

(裏)

自動車税の法的根拠について

自動車税は、自動車の所有者(所有権留保付き制限販売の場合は使用者)に課税されます。(地方税法第145条、福岡県条例第48条)

不届申立について

- 1 この形の取扱いについて不明な点があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることが出来ます。なお、その際、審査請求書には正確な通達を提出しなければなりません。なるべく精確な住所を記載して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分の取扱いの取扱いは、上記1の審査請求に対する取決を確定した後でなければなりません。この場合で、審査請求の取決を確定した後は、その取決の遡及を求めた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取扱いの取決を提起する取決を提起し、この(1)から(3)までのいずれのいずれかに該当する場合には、審査請求に対して審査請求をしないこと、この処分の取扱いの取決を提起することになります。
- (1) 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (2) その他他取決をしないことにつき正当な理由があるとき

返滞金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付される場合は、返滞金を併せて納付してください。  
 (なお、返滞金の計算は次のようになります。)

納期限の翌日から一月を経過する日	平成17年 9月1日	34,500円
納付日	平成17年 9月1日	
年 4.14%の日数	31日(平成17年8月2日～平成17年 9月1日)	
年 14.69%の日数	91日(平成17年8月2日～平成17年 9月1日)	
34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.14.69%	1,207円(60銭)	
118円+1,237円60銭=1,355円60銭(1,000円未満切り捨て)	計算例:返滞金1,300円	

なお、返滞金の総額が1,000円未満であるときは、納める必要はありません。  
 (注)上記の年4.14%の割合は、公差率命の変更により、適用する割合が変わる場合があります。返滞金額は県税事務所へ確認してください。

その他  
 御不明な点があるときは、県税事務所にお問い合わせください。

納付場所

- 1 銀行  
福岡・西日本ソニー・三井住友・東京三菱・ユーエフジェイ(UFJ)・りそな・あおぞら・新生・筑邦・大分・佐賀・十八・親和・肥後・鹿耳島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・熊本(フジ)・豊和・宮崎大崎・南日本・西京・佐賀共栄・もみじ・みずほ・みずほコーポレート)の各銀行の国内の店舗
  - 2 信託銀行  
住友・中央三井・ユーエフジェイ(UFJ)・三菱・みずほの各信託銀行の国内の店舗
  - 3 農業協同組合  
福岡県内の各農業協同組合
  - 4 信用金庫  
福岡・飯塚・大牟田柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・遠賀の各信用金庫
  - 5 信用組合  
福岡県中央・とびつめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
  - 6 その他  
商工組合中央金庫の国内の店舗  
九州労働信用金庫の本・支店  
福岡県信用農業協同組合連合会  
九州内の郵便局(沖縄県を除く)  
福岡県県税事務所
- ※金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。



第3号様式その4の1 (第6条関係)

(表)

様

電話番号

福岡県 鉱区税納入済通知書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	19	合計金額	23	連番	24
年度	3	登録番号	5	年月	17		
課税事由	CD	課税年度	29	課税	33	納期限	
		納付事由	32				

1  
c#  
82

税額	35	課税事務所	101	領収日付印	108
延滞金額	46	福岡県			
合計金額	90	県税事務所			
住所氏名	様 (県税事務所送付用)				

取引店 上記金額を受領したので通知します。 取りまとめ局 〒812-8794 受付局-取りまとめ局-加入者 福岡県金事務所センター

福岡県 鉱区税 納付書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	19	合計金額	23	連番	24
年度	3	登録番号	5	年月	17		
課税事由	CD	課税年度	29	課税	33	納期限	
		納付事由	32				

福岡県 鉱区税納税通知書 兼 領収証書

鉱区税	課税年度	年度	課税額	号
登録番号	(登録番号)	( )		
課税標準	税率	課税月数	月分	
住所氏名	様			

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
納期限	年 月 日

上記の金額を納付してください。

年 月 日 福岡県 県税事務所 様 (納税書交付用)

上記のとおり領収しました。

領収日付印 (納税書交付用)

納付場所は裏面に記載しています。

(裏)

鉱区税の法的根拠について

鉱区税は鉱区に対し、その鉱業権者に課税されます。(地方税法第178条、福岡県条例第58条)

税率

- 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区
  - 採掘鉱区 面積1007アールごとに 年額 200円
  - 採掘鉱区 " " " 400円
- 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区
  - 河床でないもの 面積1007アールごとに 年額 200円
- 3 共同開発鉱区
  - 採掘権の共同開発鉱区 面積1007アールごとに 年額 22円
  - 採掘権の " " " 133円

不届申立について

- 1 この税の賦課について不届があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることが出来ます。なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所に提出して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する処分を提起した後に提起することが出来ませんが、審査請求の処分を提起した後に、その処分の取消を提起することが出来ます。この処分取消の提起は、審査請求を提起して6ヶ月以内に行われなければならないものとされています。(ただし、この処分取消の提起は、審査請求に対する処分を提起しない限り、この処分取消の提起を提起することが出来ます。)
- (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても処分がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他処分を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付する場合は、延滞金を併せて納付してください。なお、延滞金の計算は次のようになります。

特別基準割合(公定歩合+4%) 年14.6%

納期限

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特別基準割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額が延滞金となります。

特別基準割合とは、前年の11月末日の公定歩合に運動した割合です。

平成12年1月1日～平成13年12月31日の間 年4.5%(0.5%+4%)

平成14年1月1日～平成16年12月31日の間 年4.1%(0.1%+4%)

平成17年1月1日以降 (前年の11月末日の公定歩合)+4%

特別基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。

なお、計算した延滞金額の100円未満は切り捨てになります。

また、延滞金の総額が1,000円未満のときは納める必要はありません。

(計算例) 納付日 1ヶ月 納付日 1ヶ月 納付日 1ヶ月

納期限の翌日から一月を経過する日 平成17年6月31日 平成17年6月30日 平成17年9月29日

納付日 年 4.1%の日数……30日 (平成17年6月1日～平成17年6月30日) 年 14.6%の日数……91日 (平成17年7月1日～平成17年9月29日) 34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.1% × 30 = 1,237円60銭 (1,000円未満切り捨て) 34,000円(1,000円未満切り捨て) × 14.6% × 91 / 365 = 1,237円60銭 (1,144円 + 1,237円60銭 = 1,351円60銭(100円未満切り捨て) 計算例:延滞金1,300円

その他 御不明な点があるときは、県税事務所に問い合わせください。

納付場所

- 1 銀行
  - 福岡 西日本シティ銀行三井住友・東京三菱・ユーエフジェイ(UFJ)りそなあおぞら・新生・瑞穂・大分・佐賀・十八・親和・肥後・鹿児島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・熊本フアジィー・豊和・宮崎太陽・南日本・西京・佐賀共栄・もみじ・みずほ・みずほコーポレート各銀行の国内の店舗
- 2 信託銀行
  - 住友・中央三井・ユーエフジェイ(UFJ)・三菱・みずほ各信託銀行の国内の店舗
- 3 農業協同組合
  - 福岡県内の各農業協同組合
- 4 信用金庫
  - 福岡・飯塚・大牟田柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・遠賀の各信用金庫
- 5 信用組合
  - 福岡県中央・とびつめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
- 6 その他
  - 商工組合中央金庫の国内の店舗
  - 九州労働金庫の本支店
  - 福岡県信用農業協同組合連合会
  - 九州内の郵便局(沖縄県を除く)
  - 福岡県県税事務所

※金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

第3号様式その4の2 (第6条関係)

(表)

様

電話番号

鉱区税の連帯納税義務について(お知らせ)

この納税通知書はあなたが共同で取得された鉱業権に対し、課税される鉱区税用の通知書です。共同鉱業権者は連帯納税義務者となりますので同じ税額をそれぞれ通知しております。ついては、送付しました納付書に記載された税額を次の方とご相談の上、納期限までに納付してください。

住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名

福岡県 鉱区税納税通知書

課税年度	年度
登録番号	登録番号 ( )
年度・分	年度 分
課税標準	
税率	円
課税月数	月分
住所	
氏名	様

税額	年 月 日
納期限	

上記の税額を共同取得者の方々と御相談の上、納期限までに納付してください。

福岡県 県税事務所長



(裏)

払戻金の法的根拠について

払戻金は賦課区に対し、その賦課権者に課税されます。(地方税法第178条、福岡県税条例第58条)

税 率	面積	年額
1 砂浜を目的としない賦課権の賦区	面積1007アールごとに	200円
控除額	"	400円
2 砂浜を目的とする賦課権の賦区	面積1007アールごとに	200円
河床でないもの	面積1007アールごとに	22円
3 共同開発賦区	面積1007アールごとに	133円
控除額	"	133円

不服申立について

- この税の課税について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行先不届審査請求書の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることが出来ます。なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なお、所轄課税事務所長を提出して提出することとさせていただきます。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する処分を述べた後でなければ提起することができません。審査請求の処分を述べた後、その処分の取消しを求めた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しを提起することが出来ます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかが該当する場合には、審査請求に対する処分を述べないで、この処分の取消しを提起することが出来ます。
  - 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても処分がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の執行により生じた損害を補償する必要があるとき。
  - その他処分を履行しないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付する場合は、延滞金を併せて納付してください。なお、延滞金の計算は次のようになります。

特別基準割合 (法定歩合+4%)

年14.6%

納期限

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特別基準割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額が延滞金になります。特別基準割合とは、前年の11月末日の公定歩合に運動した割合です。

- 平成12年1月1日～平成13年12月31日の間 年4.5% (0.5%+4%)
  - 平成14年1月1日～平成16年12月31日の間 年4.1% (0.1%+4%)
  - 平成17年1月1日以降 (前年の11月末日の公定歩合)+4%
- 特別基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。
- なお、計算した延滞金額が1,000円未満の場合は切り捨てに なります。

(計算例)

納付日	延滞金
納期限の翌日から一月を経過する日	平成17年5月31日 34,500円
納付日	平成17年6月30日
納付日	平成17年9月29日
年 4.1%の日数……30日 (平成17年6月1日～平成17年6月30日)	
年 14.6%の日数……91日 (平成17年7月1日～平成17年9月29日)	
34,000円 (1,000円未満切り捨て) × 4.1% × 30 / 365 = 114円 (1円未満切り捨て)	
34,000円 (1,000円未満切り捨て) × 14.6% × 91 / 365 = 1,237円60銭	
114円 + 1,237円60銭 = 1,351円60銭 (100円未満切り捨て) 計算例: 延滞金 1,300円	

その他

御不明な点があるときは、県税事務所に問い合わせください。

納付場所

- 銀行
  - 福岡 西日本フーズ・三井住友・東京三菱・ユーエフジエ(UFJ)・りそな・あおぞら・新生・筑邦・大分・佐賀・十八・親和・肥後・鹿児島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・熊本フーズ・シー・豊和・宮崎本場・南日本・西京・佐賀共栄・わみじ・みずほ・みずほコーポレートの各銀行の国内の店舗
- 信託銀行
  - 住友・中央三井・ユーエフジエ(UFJ)・三菱・みずほの各信託銀行の国内の店舗
- 農業協同組合
  - 福岡県内の各農業協同組合
- 信用金庫
  - 福岡・筑紫・大牟田柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・遠賀の各信用金庫
- 信用組合
  - 福岡県中央・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
- その他
  - 商工組合中央金庫の国内の店舗
  - 九州労働金庫の本・支店
  - 福岡県信用農業協同組合連合会
  - 九州内の郵便局(沖縄県を除く)
  - 福岡県県税事務所

※金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。



(第1紙の要)

特許料の法的課題について

特許料は、道府県知事の特許免許に係る特許者の登録を受ける者に課税されます。(地方税法第70条の51、福岡県税条例第106条)

税率

1 網・わな特許又は第一種特許免許に係る特許者の登録を受ける者で、次に掲げる者以外のもの 16,500円

2 網・わな特許又は第一種特許免許に係る特許者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第3号に規定する控除対象配偶者又は同項第3号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円

3 第二種特許免許に係る特許者の登録を受ける者 5,500円

不課税について

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することになります。

なお、この審査請求書は、正・副2通を提出しなければなりません。なるべし所領税務事務所長を經由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決後には、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に関税課を被告として(被告は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を遅れないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について  
税金の納付は納付期限内にお願います。やむを得ず納期限を過ぎて納付される場合は、延滞金を併せて納付してください。なお、延滞金の計算は次のようになります。

特例基準割合 ※ 年14.6%  
(法定歩合+1%)

納期限

納期限は翌日から一月を経過する日までの期間については特例基準割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額が延滞金になります。  
※ 特例基準割合とは、前年の11月末日の公定歩合に年14%の割合を加算した割合です。

特例基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。  
なお、計算した延滞金額の100円未満のときは切り捨てになります。

また、延滞金の総額が1,000円未満のときは納める必要はありません。  
具体的な延滞金額については、県税事務所にてご確認ください。

郵便振替による納付について

郵便振替口座(郵便貯金口座ではありません)を開示している場合は、郵便振替による納付ができます。この納税通知書おもとて面の左から第2紙「納付書・郵便振替依頼書」の該当欄に、払出口座番号及び氏名を記入の上、氏名の末尾に郵便局留出印を捺印し、郵便局へ提出してください。

その他

御不明な点があるときは、所轄の県税事務所にお問い合わせください。

第3号様式その6 (第6条関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)

備考

- 1 用紙の大きさは各紙とも縦十七・九センチメートル、横八・六センチメートルとする。
- 2 各紙は、上記のり付けその他の方法により接続すること。
- 3 第三紙の裏に「加入者名、取りまよ郵便番号及び郵便番号は、アップデータ」を記入すること。
- 4 各紙の左頭部の「○」には、県税事務所の頭文字を記入すること。
- 5 第二期以降の分に使用する場合は、第三紙に代えて別紙を用い、第三紙の裏に「固定資産税の法的根拠について」及び「不服申立てについて」の事項は記載しないこととし、「延滞金について」の事項に追加修正を加えること。
- 6 随時分に使用する場合は、第三紙中「定期分」を「随時分」とし、「納期限」の欄は除くこと。
- 7 地方税法第十三条の三「納税通知書発行前の繰上徴収の告知」の規定により繰上徴収の告知をする場合は、「上記の金額を納付してください。」に代えて「地方税法第十三条の三第二項第一号の規定により繰上徴収しますので、上記の納期限にかかわらず、年 月 日までに納付してください。」と記載すること。

<input type="checkbox"/> 課税 固定資産税納税通知書・領収証書 (公)		1	
年度	課税標準額	税率	年税額
定期分	円	1.4 100	円
納付期限	1期	2期	3期
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	円	円	円
(住所・氏名) 第 号			
税額	延滞金	合計額	納期限
百 十 万 千 百 十 円			年 月 日
上記の金額を納付してください。 印			
納付場所		上記のとおり領収	
福岡県指定金融機関		しました。	
福岡県収納納付(現金・金融機関)		領 収 日 付 印	
福岡県内の郵便局			
福岡県 県税事務所			
詳しくは第2紙の裏面を御覧ください。(納税者交付用)			

<input type="checkbox"/> 課税 納付書・郵便振替依頼書 (公)		2	
福岡公	加入者	福岡県	県税事務所出納員
番			
年度	固定資産税		
(住所・氏名) 第 号			
税額	延滞金	合計額	納期限
百 十 万 千 百 十 円			年 月 日
郵便振替依頼書			
上記金額を私名義の下記口座から払い出し、納付してください。			
年 月 日	印	上記のとおり納付	
払出請求人 氏		領 収 日 付 印	
払出口番号			
(金融機関保管用)			

<input type="checkbox"/> 課税 領収済通知書 (公)		3	
福岡公	加入者	福岡県	県税事務所出納員
番			
年度	固定資産税		
(住所・氏名) 第 号			
税額	延滞金	合計額	納期限
百 十 万 千 百 十 円			年 月 日
取引店	福岡銀行 支店	上記のとおり領収	
		したので通知します。	
取りまよ郵便局	郵便番号	領 収 日 付 印	
(県税事務所交付用)			

(第1紙の取)

固定資産税の法的課税期について

固定資産税は、大規模固定資産に対し、その所有者に課税されます。

不応申立てについて

1 この趣分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。

2 この趣分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を請求しなくてはなりません。審査請求の裁決を請求して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この趣分の取消しを提起することができません。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を請求しないで、この趣分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 趣分、趣分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を請ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付される場合は、延滞金を併せて納付してください。

具体的な延滞金額については、県税事務所でご確認ください。

なお、延滞金の計算は次のようになります。

特別基準割合  
(法定割合+1%)

年14.6%

納付日

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特別基準割合を、それ以降は特約の日までの期間の日に依りて年14.6%の割合を乗じて得た額が延滞金となります。

特別基準割合とは、前年の11月末日の公定割合に連動した割合です。

平成17年11月1日～平成17年12月31日の間 年14.6% (0.3%+4%)

平成17年1月1日～平成17年12月31日の間 年14.1% (0.1%+4%)

平成17年11月1日以降 (前年の11月末日の公定割合)+1%

特別基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。

なお、計算した延滞金額の1,000円未満のときは納める必要はありません。

計算例

納付日 平成17年 8月31日

納期限の翌日から一月を経過する日 平成17年 9月30日

納付日 平成17年 9月30日

年14.1%の日数………30日 (平成17年 9月 1日～平成17年 9月30日)

年14.6%の日数………89日 (平成17年10月 1日～平成17年12月28日)

34,000円 (1,000円未満切捨て) × 4.1% ×  $\frac{30}{365}$  = 114円

(1円未満切捨て)

34,000円 (1,000円未満切捨て) × 14.6% ×  $\frac{89}{365}$  = 1,210円40銭

114円 + 1,210円40銭 = 1,324円40銭 (100円未満切捨て)

計算例：延滞金、3,300円

郵便振替による納付について

郵便振替口座(郵便貯金口座ではありません)を開設している場合は、郵便振替による納付ができます。この納付通知書をおもて面(左から郵便「納付書」郵便振替依頼書)の該当欄に、払出口座番号及び氏名を記入の上、氏名の末尾に郵便振替印を捺印し、郵便局へ提出してください。

その他

不明な点があるときは、所轄の県税事務所にお問い合わせください。

(第1紙)

県税

分 領 収 証 書

年度 領 収 証 書 号

(住所・氏名) 第 号

税 額	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金							
合 計 額							
納 期 限	年 月 日						

上記の金額を納付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長

印

納付場所  
福岡県指定金融機関  
福岡県収納代理金融機関  
福岡県内の郵便局  
福岡県 県税事務所

上記のとおり領収しました。

領 収 日 付 印

詳しくは第2紙の裏面を御覧ください。

(裏面をよくお読みください。)(納税者交付用)



## 第3号様式その7 (第6条関係)

## 納 税 通 知 書

住所又は所在地  
氏名又は名称

様

年度	税	
課 税 標 準 額	税 率	税 額
円		円
納 期 限	年 月 日	
備 考		

上記のとおり納付してください。

年 月 日

印

福岡県

県税事務所長

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県 県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

不服申立て この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

延滞金 納期限後に納付(入)する場合には、次の例により延滞金を計算して本税と併せて納付してください。

なお、1件の税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円であるときは、延滞金を納める必要はありません。

(計算例) 税額34,500円、納期限7月31日、納期限の翌日から1月を経過

する日8月31日、納付(入)日 11月30日の場合

年7.3%の日数……31日(8月1日～8月31日)

年14.6%の日数……91日(9月1日～11月30日)

$$34,000円(1,000円未満切捨て) \times 7.3\% \times \frac{31}{365} = 210円80銭$$

$$34,000円(1,000円未満切捨て) \times 14.6\% \times \frac{91}{365} = 1,237円60銭$$

$$210円80銭 + 1,237円60銭 = 1,448円40銭(100円未満切捨て)$$

延滞金 1,400円

注 年7.3%の割合の期間に、平成12年1月1日以降が含まれる場合には、公定歩合により、平成12年1月1日以降の期間に適用する割合が変わる場合があります。

延滞金額は県税事務所へ確認してください。

その他 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所にお問い合わせください。

備考 この様式は、自動車取得税又は軽油引取税を普通徴収の方法によって徴収する場合に使用すること。

第3号様式その8 (第6条関係)

県たばこ税納税通知書

住所又は所在地  
氏名又は名称

様

		年 度		
課税標準額	売渡し又は消費等の合計本数	①		本
	小売定価の合計額	②		円
税 率	従 量 割	③		
	従 価 割	④		
税 額	従 量 割 額 (①×③)	⑤		円
	従 価 割 額 (②×④)	⑥		円
	合 計 (⑤+⑥)			円
備 考				

上記のとおり納付してください。

年 月 日

印  
福岡県 県税事務所長

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県 県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

不服申立て この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

延滞金 納期限後に納付(入)する場合には、次の例により延滞金を計算して本税と併せて納付してください。

なお、1件の税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円であるときは、延滞金を納める必要はありません。

(計算例) 税額34,500円、納期限7月31日、納期限の翌日から1月を経過する日8月31日、納付(入)日 11月30日の場合  
 年7.3%の日数……31日(8月1日～8月31日)  
 年14.6%の日数……91日(9月1日～11月30日)

$$34,000円(1,000円未満切捨て) \times 7.3\% \times \frac{31}{365} = 210円80銭$$

$$34,000円(1,000円未満切捨て) \times 14.6\% \times \frac{91}{365} = 1,237円60銭$$

$$210円80銭 + 1,237円60銭 = 1,448円40銭(100円未満切捨て)$$

延滞金	1,400円
-----	--------

注 年7.3%の割合の期間に、平成12年1月1日以降が含まれる場合には、公定歩合により、平成12年1月1日以降の期間に適用する割合が変わる場合があります。

延滞金額は県税事務所へ確認してください。

その他 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所にお問い合わせください。

第3号の2様式その1 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

印  
福岡県 県税事務所長

県 税 額 変 更 通 知 書

年 月 日付 税に係る納税通知書を下記のとおり変更  
したので通知します。

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。  
なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

課税年度	期 別	納 税 通 知 書 番 号	税 目
	当初の課税額	減 額 す る 額	減 額 後 の 額
課 税 標 準 額	円	円	円
税 額	円	円	円
減 額 後 の 額 の 内 訳		期分	円
		期分	円

変更の理由

注

- 1 この減額によって、すでに納付していただいた税金が納め過ぎになつた方には、別途、還付又は充当の通知をします。
- 2 まだ納税されていない方は、減額後の額によって(税額によっては延滞金を加算のうえ)速やかに納付してください。

備考 減額の欄は朱書すること。

第3号の2様式その2 削除  
第3号の2様式その3 (第6条関係)

(表)

様

電話番号

<p>福岡県 個人事業税納入済通知書</p> <p>加入者名 福岡県 納付書 県税事務所出納員 口座番号 年度</p> <p>加入者名 福岡県 納付書 県税事務所出納員 口座番号 年度</p> <p>福岡県 個人事業税 兼領収証書</p> <p>整理番号 住所 氏名 課税年度 所得年 氏名 課税年度 所得年</p> <p>税額 延滞金額 合計金額 納期限</p> <p>年 月 日</p> <p>福岡県 個人事業税担当 領収日付印</p> <p>福岡県 県税事務所長</p> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p>領収日付印</p> <p>(納税者交付用)</p>											
<p>福岡県 個人事業税納入済通知書</p> <p>加入者名 福岡県 納付書 県税事務所出納員 口座番号 年度</p> <p>加入者名 福岡県 納付書 県税事務所出納員 口座番号 年度</p> <p>福岡県 個人事業税 兼領収証書</p> <p>整理番号 住所 氏名 課税年度 所得年 氏名 課税年度 所得年</p> <p>税額 延滞金額 合計金額 納期限</p> <p>年 月 日</p> <p>福岡県 個人事業税担当 領収日付印</p> <p>福岡県 県税事務所長</p> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p>領収日付印</p> <p>(納税者交付用)</p>				<p>福岡県 個人事業税 納付書</p> <p>加入者名 福岡県 納付書 県税事務所出納員 口座番号 年度</p> <p>加入者名 福岡県 納付書 県税事務所出納員 口座番号 年度</p> <p>福岡県 個人事業税 兼領収証書</p> <p>整理番号 住所 氏名 課税年度 所得年 氏名 課税年度 所得年</p> <p>税額 延滞金額 合計金額 納期限</p> <p>年 月 日</p> <p>福岡県 個人事業税担当 領収日付印</p> <p>福岡県 県税事務所長</p> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p>領収日付印</p> <p>(納税者交付用)</p>				<p>福岡県 個人事業税 納付書</p> <p>加入者名 福岡県 納付書 県税事務所出納員 口座番号 年度</p> <p>加入者名 福岡県 納付書 県税事務所出納員 口座番号 年度</p> <p>福岡県 個人事業税 兼領収証書</p> <p>整理番号 住所 氏名 課税年度 所得年 氏名 課税年度 所得年</p> <p>税額 延滞金額 合計金額 納期限</p> <p>年 月 日</p> <p>福岡県 個人事業税担当 領収日付印</p> <p>福岡県 県税事務所長</p> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p>領収日付印</p> <p>(納税者交付用)</p>			

(異)

不服申立について

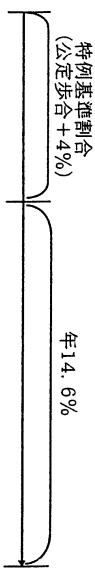
- この税の課税について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄国税事務所長を添付して提出することとさせていただきます。
- この処分が取消しされる場合は、上記の審査請求に対する裁決を待たず、後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を待たずして、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に福岡県を被告として(原告は福岡県知事となります。)この処分に対する取消しを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を待たず、この処分の取消しを提起することができます。
  - 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続きの履行により生じる新しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を待たないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付される場合は、延滞金を併せて納付してください。

具体的な延滞金額については県税事務所にご確認ください。

なお、延滞金の計算は次のようになります。



納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特別基準割合を、それ以降は特別基準割合とは、前年の11月末日の公定歩合に運動した割合です。

平成12年1月1日～平成13年12月31日の間 年4.5%(0.5%+4%)

平成14年1月1日～平成16年12月31日の間 年4.1%(0.1%+4%)

平成17年1月1日以降 (前年の11月末日の公定歩合)+4%

特別基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。

なお、計算した延滞金額の100円未満は切り捨てになります。

また、延滞金の総額が1,000円未満のときは納める必要はありません。

(計算例)

税額	34,500円
納期限	平成17年 8月31日
納期限の翌日から一月を経過する日	平成17年 9月30日
納付日	平成17年12月28日
年 4.1%の日数……30日 (平成17年 9月1日～平成17年 9月30日)	
年14.6%の日数……89日 (平成17年10月1日～平成17年12月28日)	
34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.1% × 30 / 365 + 114円(1円未満切り捨て)	
34,000円(1,000円未満切り捨て) × 14.6% × 89 / 365 = 1,210円40銭	
114円 + 1,210円40銭 = 1,324円40銭(100円未満切り捨て)	計算例:延滞金1,300円

その他

御不明な点があるときは、県税事務所にお問い合わせください。

納付場所

- 銀行  
福岡・西日本・三井住友・東京三菱・ユーエフジェイ(UFJ)・りそな・おぞら・新生・福岡・大分・佐賀・十八・親和・肥後・鹿児島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・熊本・アズー・豊和・宮崎・大崎・南日本・西京・佐賀・英栄・もみじ・みずほ・みずほコーポレート・各銀行の国内の店舗
  - 信託銀行  
住友・中央三井・ユーエフジェイ(UFJ)・三菱・みずほの各信託銀行の国内の店舗
  - 農業協同組合  
福岡県内の各農業協同組合
  - 信用金庫  
福岡・飯塚・大牟田・柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・速賀の各信用金庫
  - 信用組合  
福岡県中央・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
  - その他  
商工組合中央金庫の国内の店舗  
九州労働金庫の本・支店  
福岡県信用農業協同組合連合会  
九州内の郵便局(沖縄県を除く)  
福岡県県税事務所
- \*金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

第3号の2様式その4 (第6条関係)

(表)

(裏)

個人事業税県税額変更通知書

課税年度 年度

整理番号

減額前の税額	(7)		円
減額する税額	(4)		円
減額後の税額 (7)-(4)			円
既に納付している税額 (2)			円
差引納付すべき税額(4)-(2)			円

減額理由

上記のとおり個人事業税を減額しましたので、お知らせします。  
 なお、差引納付すべき税額がある場合は、その税額(税額によって、  
 延滞金を加算の上)を右の納付書で裏面記載の納付場所において、速やか  
 に納付してください。  
 既に納められている場合は、行き違いですので御了承ください。

年 月 日

印

福岡県

県税事務局長

(納税者交付用)

(用紙 縦17.8cm、横8.6cm)

不服申立てについて

この税の課税について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日  
 から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に対し審  
 査請求をすることができます。

なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。な  
 るべく所轄県税事務局長を経由することとさせていただきます。

延滞金について

納期限後に納付する場合には、次の例により延滞金を計算して未税と併せて  
 納付してください。

なお、税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円未満である  
 ときは、延滞金を納める必要はありません。

(計算例)

税 額 34,500円

納 期 限 8月31日

納期限の翌日から1月を経過する日 9月30日

納 付 日 12月31日の場合

年7.3%の日数……30日 (9月1日～9月30日)

年14.6%の日数……92日 (10月1日～12月31日)

34,000円 (1,000円未満切捨て) × 7.3% ×  $\frac{30}{365}$  = 204円

34,000円 (1,000円未満切捨て) × 14.6% ×  $\frac{92}{365}$  = 1,251円20銭

204円 + 1,251円80銭 = 1,455円20銭 (100円未満切捨て)

延滞金 1,400円

注 年7.3%の割合の期間に、平成12年1月1日以降が含まれる場合には、  
 公定歩合により、平成12年1月1日以降の期間に適用する割合が変わる  
 場合があります。  
 延滞金額は県税事務所へ確認してください。

郵便振替による納付について

郵便振替の方法により納付する場合には、郵便振替依頼書に所要事項を記入  
 の上、氏名の末尾に届出済の印を押印してください。

その他

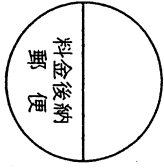
ご不明の点があるときは、所轄の県税事務所にお問い合わせください。

第3号の2様式その5 (第6条関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)



郵便はがき

県税額変更通知書

親展

様

福岡県

県税事務所長

電話

・点線部を矢印方向に折り曲げてから  
ゆっくりはがしてください。

県税額変更通知書

税目	課税番号	課税年度	課税区分	不動産区分
不動産取得税				

変更前の額	円
差引額	円
変更後の額	円

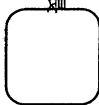
申請年月日	年 月 日
決裁年月日	年 月 日
変更の理由等	

上記のとおり、不動産取得税の税額を変更しましたので通知します。

年 月 日

福岡県

県税事務所長



注意事項

納付について

まだ納付されていない方は、変更後の額によって(税額)によっては延滞金を加算の上)速やかに納付してください。

不服申立について

1 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができません。  
なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なお、所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。

2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内(福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。))この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(用紙 各紙とも縦 14.8cm横10cm)

第3号の2様式その6 (電算用) (第6条関係)

(第1紙)

(第2紙)

(第3紙)

福岡県 自動車税納入済通知書 1  
課  
税

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円
年度	税目	登録番号	課税年分	課税
指定事由	CD	課税年度	納付事由	課税額

税額	円	課税事務所	領収日付印
延滞金額	円	福岡県	
合計金額	円	県税事務所	
住所 氏名			

(県税事務所送付用)

取引店 取りまとめ局 〒812-8704 受付局→取りまとめ局→加入者  
上記金額を受領したので通知します。 福岡県庁会事務センター

福岡県 自動車税 納付書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員
口座番号	
課税年分	年度

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
氏名	
登録番号	
課税事務所	領収日付印

(金融機関振替用)

福岡県 自動車税課税額変更通知書 兼 領収証書

登録番号		税額	円
住所		延滞金額	円
氏名		合計金額	円
課税年度	年度	納期	年 月 日
課税年分	年度		
課税年分	年度		
最初の課税額(イ)	円		
差引額(ロ)	円		
変更後の額(ハ)=(イ)-(ロ)	円		
既に納付している額(ニ)	円		
差引納付すべき額(ホ)=(ハ)-(ニ)	円		
変更理由	身-凡-白		

上記金額の自動車税を変更しましたので通知します。  
 なお、差引納付すべき額がある場合は、その課税(納税)によっては、延滞金を加算の上)を課税記録の納付場所において、速やかに納付してください。  
 既に納められている場合は、行き違いですのでご了承ください。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

裏面の注意事項を参照してください。

領収日付印

(納税者交付用)



(第1紙の裏)

(第2紙の裏)

(第3紙の裏)

納付場所

- 1 銀行  
福岡・西日本シティ・三井住友・東京三菱・ユーエフジェイ(UFJ)・りそな・あおぞら・新生・筑邦・大分・佐賀・十八・豊和・肥後・鹿児島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・熊本ファミリー・豊和・宮崎太陽・南日本・西京・佐賀共栄・もみじ・みずほ・みずほコーポレート各銀行の国内の店舗
- 2 信託銀行  
住友・中央三井・ユーエフジェイ(UFJ)・三菱・みずほ各信託銀行の国内の店舗
- 3 農業協同組合  
福岡県内の各農業協同組合
- 4 信用金庫  
福岡・飯塚・大牟田柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・道賀各信用金庫
- 5 信用組合  
福岡県中央・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀各信用組合
- 6 その他  
商工組合中央金庫の国内の店舗  
九州労働金庫  
福岡県信用農業協同組合連合会  
九州内の郵便局(沖縄県を除く)  
福岡県県税事務所

※金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

自動車税の法的根拠について

自動車税は、自動車の所有者(所有権留保付自賠責保険の場合は使用者)に課税されます。(地方税法第148条、福岡県条例第48条)

不服申立について

- 1 この税の徴収について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して納日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県庁に対し審査請求をすることができます。  
なお、その際、審査請求書は正則2通を提出しなければなりません。なお、(所轄税務事務所長を提出することとしてください。
- 2 この税分の取消しの請求は、上記1の審査請求に対する税決を提出しなければなりません。  
審査請求の税決を提出後は、その税決の効力を付した日の翌日から起算して3ヶ月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)福岡地方裁判所にこの税分の取消しの請求を提出することができます。  
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する税決を提出しないで、この税分の取消しの請求を提出することができます。  
(1)審査請求があった日から3ヶ月を経過しても税決がないとき。  
(2)地方、地方の執行又は予備的の執行により起る等しい損害を避けるため税決の必要があるとき。  
(3)その税決を提出しないことにつき正当な理由があるとき。

返付金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付される場合は、返付金を併せて納付してください。  
なお、返付金の計算は次のようになります。

(例) 納付額

納期限	8月1日
納期限の翌日から一月を繰越する日	9月1日
納付日	12月1日
年 4.1%の日数	31日( 8月2日～ 9月1日)
年 4.8%の日数	81日( 9月2日～ 12月1日)
34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.1% × 31/28 = 118円(1円未満切り捨て)	
34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.8% × 81/28 = 1,227円66銭	
118円 + 1,227円66銭 = 1,345円66銭(100円未満切り捨て)	

訂正例：返付金1,300円

なお、返付金の総額が1,000円未満であるときは、納める必要はありません。  
(注) 上記の年4.1%の割合は、全国平均の割合により、適用する割合が変わる場合があります。  
返付金額は県税事務所へお問い合わせください。

その他

不明な点があるときは、県税事務所にお問い合わせください。

第3号の2様式その7 (第6条関係)

(表)

様

電話番号

<p style="text-align: center;"><b>福岡県 航区税納入済通知書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;">福岡県 航区税事務所出納員</td> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 15%;">16</td> <td style="width: 15%;">要領年月</td> <td style="width: 15%;">17</td> <td style="width: 15%;">合計金額</td> <td style="width: 15%;">23</td> <td style="width: 15%;">通書</td> <td style="width: 15%;">24</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>25</td> <td>税目</td> <td>3</td> <td>各款番号</td> <td>5</td> <td>納付事由</td> <td>22</td> <td>納税年度</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>納定事由</td> <td>26</td> <td>CD</td> <td>28</td> <td>納付事由</td> <td>29</td> <td>納付事由</td> <td>32</td> <td>納税年度</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>納期限</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">1 82</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">税額</td> <td style="width: 50%;">35</td> <td style="width: 50%;">円</td> <td style="width: 50%;">課税事務所</td> <td style="width: 50%;">101</td> <td style="width: 50%;">領収日付印</td> <td style="width: 50%;">106</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>46</td> <td>円</td> <td>福岡県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>90</td> <td>円</td> <td>県税事務所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">(県税事務所送付用)</p> <p>取引店 上記金額を受領したので通知します。 福岡県全事務センター 取りまとの局 千812-8794 受付局→取りまとの局→加入者</p>	加入者名	福岡県 航区税事務所出納員	口座番号	16	要領年月	17	合計金額	23	通書	24	年度	25	税目	3	各款番号	5	納付事由	22	納税年度	29	納定事由	26	CD	28	納付事由	29	納付事由	32	納税年度	33							納期限				税額	35	円	課税事務所	101	領収日付印	106	延滞金額	46	円	福岡県				合計金額	90	円	県税事務所				<p style="text-align: center;"><b>福岡県 航区税 納付書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">加入者名</td> <td style="width: 50%;">福岡県 航区税事務所出納員</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>年度</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">税額</td> <td style="width: 50%;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">(金融機関送付用)</p>	加入者名	福岡県 航区税事務所出納員	口座番号	年度	税額	円	延滞金額	円	合計金額	円	<p style="text-align: center;"><b>福岡県 航区税税額変更通知書 兼 領収証書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">航区税 課税年度</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 10%;">年度</td> </tr> <tr> <td>変更番号 (変更番号)</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td>課税回数</td> <td>月分</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table> <p>住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p style="text-align: right;">福岡県 航区税事務所</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">上記の金額を納付してください。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: right;">(納税者送付用)</p> <p>納付場所は裏面に記載しています。</p>	航区税 課税年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	変更番号 (変更番号)	税額	円	課税回数	月分	年	月	日
加入者名	福岡県 航区税事務所出納員	口座番号	16	要領年月	17	合計金額	23	通書	24																																																																																
年度	25	税目	3	各款番号	5	納付事由	22	納税年度	29																																																																																
納定事由	26	CD	28	納付事由	29	納付事由	32	納税年度	33																																																																																
						納期限																																																																																			
税額	35	円	課税事務所	101	領収日付印	106																																																																																			
延滞金額	46	円	福岡県																																																																																						
合計金額	90	円	県税事務所																																																																																						
加入者名	福岡県 航区税事務所出納員																																																																																								
口座番号	年度																																																																																								
税額	円																																																																																								
延滞金額	円																																																																																								
合計金額	円																																																																																								
航区税 課税年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度																																																																																		
変更番号 (変更番号)	税額	円	課税回数	月分	年	月	日																																																																																		

(裏)

延滞金の法的根拠について

延滞金は延滞期間内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付する場合は、延滞金を併せて納付してください。

税率

- 1 砂金を目的としない鉱業権の鉱区  
 採掘鉱区 面積1007アールごとに 年額 200円  
 採掘鉱区 " " 400円
- 2 砂金を目的とする鉱業権の鉱区  
 河床でないもの 面積1007アールごとに 年額 200円
- 3 共同開発鉱区  
 採掘権の共同開発鉱区 面積1007アールごとに 年額 22円  
 採掘権の " " 133円

不服申立について

- この告知の根拠について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なお、この審査請求書の提出は、審査請求を提出して提出することとさせていただきます。
- この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する処分を完了した後に提起することとなります。審査請求の処分を受けた後、その処分を不服として、この処分取消しの訴えを提起することとなります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する処分を提起しないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても処分がないとき。
  - 処分、処分取消の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
  - その他処分を提起しないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付する場合は、延滞金を併せて納付してください。

延滞金の計算は次のようになります。

特別基準割合 (公定歩合+4%)

年14.6%

納期限

納期限の翌日から一月を経過する日までを延滞期間として特別基準割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額が延滞金となります。

特別基準割合とは、前年の11月末日の公定歩合に連動した割合です。

平成12年1月1日～平成13年12月31日の間 年4.5%(0.5%+4%)  
 平成14年1月1日～平成16年12月31日の間 年4.1%(0.1%+4%)  
 平成17年1月1日以降 (前年の11月末日の公定歩合)+4%

特別基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。

なお、計算した延滞金額の100円未満は切り捨てになります。また、計算した延滞金の総額が1,000円未満のときは納める必要はありません。

(計算例)

納期限	平成17年5月31日
納期限の翌日	平成17年6月30日
納付日	平成17年9月29日
納付日までの日数	91日
延滞期間の日数	30日 (平成17年6月1日～平成17年6月30日)
延滞期間の日数	61日 (平成17年7月1日～平成17年9月29日)
延滞金の計算	34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.1% × 30 / 365 = 114円(1円未満切り捨て)
延滞金の計算	34,000円(1,000円未満切り捨て) × 14.6% × 61 / 365 = 1,237円60銭
延滞金の計算	114円 + 1,237円60銭 = 1,351円60銭(100円未満切り捨て)
延滞金の計算	計算例: 延滞金1,300円

その他

御不明な点があるときは、県税事務所に問い合わせください。

第3号の2様式その8 (第6条関係)

(表)

様

電話番号

福岡県 自動車税納入済通知書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	5	16	合計金額	17	23	24
年度	3	登録番号	28	課税年度	29	納付事由	32	課税
CD	28	納付事由	32	課税	33	納期限		

税 額	35	課 税 事 務 所	101	領 収 日 付 印	106
延滞金額	46	福岡県			
合計金額	90	県税事務所			

取引店 取りまとめ局 〒812-8794 受付局一取りまとめ局一加入者  
上記金額を受領したので通知します。 福岡県金事務所

福岡県 自動車税 納付書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	5	16	合計金額	17	23	24
年度	3	登録番号	28	課税年度	29	納付事由	32	課税
CD	28	納付事由	32	課税	33	納期限		

取引店 取りまとめ局 〒812-8794 受付局一取りまとめ局一加入者  
上記金額を受領したので通知します。 福岡県金事務所

福岡県 自動車税額変更通知書 兼 領収証書

登録番号		住所		氏名		課税年度		年度	
変更後の額(A)=(1)-(D)		変更後の額(B)=(1)-(D)		既に納付している額(C)		差引納付すべき額(D)=(A)-(C)		変更理由	

上記登録の自動車税を課税しましたので通知します。  
なお、差引納付すべき額がある場合は、その税額(税額)によっては、延滞金を加算の上で裏面記載の納付場所において速やかに納付してください。  
既に納められている場合は、行き違いですのご了承ください。  
福岡県 県税事務所 年 月 日

◎自動車の登録手続きはお早めに  
自動車税は、毎年4月1日現在運輸支局又は自動車検査登録事務所に登録されている自動車について、その所有者(売主が所有権を保留している場合は、買主)に課税されます。  
自動車を他人に譲渡したり、下取りに出した場合、又は自動車を売却しなくなった場合には、早めに運輸支局又は自動車検査登録事務所へ登録(移転・抹消)をしてください。  
その手続きをしないと毎年自動車税が課税されることとなります。  
また、住所が変わった場合も、早めに運輸支局又は自動車検査登録事務所へ住所変更の手続きをしてください。

◎身体障害者の方が使用される自動車については、自動車税が减免される場合があります。詳しくは県税事務所にお尋ねください。

領 収 日 付 印  
福岡県 県税事務所 兼  
(納税者交付用)

(裏)

自動車税の法的根拠について

自動車税は、自動車の所有者（所有者確認印付き割賦帳本の場合は使用者）に課税されます。（地方税法第145条、福岡県税条例第48条）

不服申立について

- 1 この税の課税について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内、この福岡県審査請求書の効力に基づき、福岡県知事又は審査請求先をへて不服申立てを提出し、その提出した審査請求書は正しく提出しなされなければならないが、あるべき納税額を算出する長を提出し、提出するとしてください。
- 2 この趣旨の取扱いの取扱は、上記の審査請求に対する裁量を待たずに行なわれれば、提出することかできません。審査請求の取扱いの裁量、その裁量の決定を交付した日の翌日から起算して60日以内は福岡県審査請求として（交付は福岡県知事になります。）この趣旨の取扱いの取扱いを提出する旨を記載して、この趣旨の取扱いの取扱いを提出することかできません。
- (1) 審査請求が交付された日から3ヶ月を経過して、提出しなされなければならない。
- (2) 処分、処分執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁量を待たずに行なうべき正当な理由があるとき。

返滞金について

返滞金は納税期間内に納付をお願いします。やむを得ず納税期限を過ぎて納付される場合は、返滞金をなお、返滞金の計算は次のようになります。

納税額	34,500円
納税期間の翌日から一月を経過する日	平成17年 8月1日
納付日	平成17年 9月1日
年 4、1%の日数	91日(平成17年8月2日～平成17年9月1日)
34,000円(1,000円未満切り捨て) × 1.4、6% × 91 / 365	= 1,181円(円未満切り捨て)
1,181円 + 1,237円60銭 = 1,359円60銭(1,000円未満切り捨て)	計算例:返滞金1,300円

なお、返滞金の総額が1,000円未満であるときは、納める必要はありません。  
(注)上記の年4、1%の日数は、公定歩率の変動により、適用する割合が変わる場合があります。返滞金額は県税事務所へ確認してください。

その他

個不明な点があるときは、県税事務所にお問い合わせください。

納付場所

- 1 銀行  
福岡・西日本シティ銀行・三井住友銀行・東京三菱銀行・ユーエフジエ(UFJ)・りそな・あおぞら・新生・筑邦・大分・佐賀・十八・福岡・肥後・鹿屋・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・熊本・大分・豊和・宮崎・大分・南日本・西京・佐賀共栄・もみじ・みずほ・みずほコーポレート・各銀行の国内の店舗
- 2 信託銀行  
住友・中央三井・ユーエフジエ(UFJ)・三菱・みずほの各信託銀行の国内の店舗
- 3 農業協同組合  
福岡県内の各農業協同組合
- 4 信用金庫  
福岡・飯塚・大牟田柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・遠賀の各信用金庫
- 5 信用組合  
福岡県中央・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
- 6 その他  
商工組合中央金庫の国内の店舗  
九州労働信用金庫の本支店  
福岡県信用農業協同組合連合会  
九州内の郵便局(沖縄県を除く)  
福岡県県税事務所

※金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

第十六号様式を次のように改める。

第16号様式 (第13条関係)

(第1紙)

(表)

(第2紙)

(第3紙)

備考 1 用紙の大きさは、各紙とも縦十七・九センチメートル、横八・六センチメートルとすること。  
 2 各紙は、上辺をのり付けその他の方法により接続すること。

<p style="text-align: center;"><b>1</b></p> <p style="text-align: center;">領収証書</p> <p style="text-align: right;">加入者 <input type="checkbox"/> 福岡県 県税事務所出納員 税目コード <input type="checkbox"/></p> <p>課税番号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年度</td><td></td></tr> <tr><td>年 月 分</td><td>連番 課年 納事 課果</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税 額</td><td>円</td></tr> <tr><td>延 滞 金</td><td>円</td></tr> <tr><td>過少申告加算金</td><td>円</td></tr> <tr><td>不申告加算金</td><td>円</td></tr> <tr><td>重加算金</td><td>円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>円</td></tr> </table> <p>納 期 限</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	年度		年 月 分	連番 課年 納事 課果	税 額	円	延 滞 金	円	過少申告加算金	円	不申告加算金	円	重加算金	円	合 計	円	<p style="text-align: center;"><b>2</b></p> <p style="text-align: center;">納入(付)書・郵便振替依頼書</p> <p style="text-align: right;">加入者 <input type="checkbox"/> 福岡県 県税事務所出納員 税目コード <input type="checkbox"/> 3</p> <p>課税番号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年度</td><td></td></tr> <tr><td>年 月 分</td><td>連番 課年 納事 課果</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税 額</td><td>円</td></tr> <tr><td>延 滞 金</td><td>円</td></tr> <tr><td>過少申告加算金</td><td>円</td></tr> <tr><td>不申告加算金</td><td>円</td></tr> <tr><td>重加算金</td><td>円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>円</td></tr> </table> <p>納 期 限</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便振替依頼書 払出口座番号</p> <p>上記の金額を私名義の口座から 払出し、納入(付)してください。 年 月 日 印 払出請求人氏名 福振第3号承認</p> <p style="text-align: right;">領収日付印 101 106</p> <p style="text-align: center;">(金融機関保管用)</p>	年度		年 月 分	連番 課年 納事 課果	税 額	円	延 滞 金	円	過少申告加算金	円	不申告加算金	円	重加算金	円	合 計	円	<p style="text-align: center;"><b>3</b></p> <p style="text-align: center;">領収済通知書</p> <p style="text-align: right;">加入者 <input type="checkbox"/> 福岡県 県税事務所出納員 税目コード <input type="checkbox"/> 3</p> <p>課税番号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>年度</td><td></td></tr> <tr><td>年 月 分</td><td>連番 課年 納事 課果</td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税 額</td><td>円</td></tr> <tr><td>延 滞 金</td><td>円</td></tr> <tr><td>過少申告加算金</td><td>円</td></tr> <tr><td>不申告加算金</td><td>円</td></tr> <tr><td>重加算金</td><td>円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>円</td></tr> </table> <p>納 期 限</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記のとおり領収しましたので通知します。</p> <p>取引店/福岡銀行 支店 取りまとめ局 千</p> <p style="text-align: right;">領収日付印 101 106</p> <p style="text-align: center;">(県税事務所送付用)</p>	年度		年 月 分	連番 課年 納事 課果	税 額	円	延 滞 金	円	過少申告加算金	円	不申告加算金	円	重加算金	円	合 計	円
年度																																																		
年 月 分	連番 課年 納事 課果																																																	
税 額	円																																																	
延 滞 金	円																																																	
過少申告加算金	円																																																	
不申告加算金	円																																																	
重加算金	円																																																	
合 計	円																																																	
年度																																																		
年 月 分	連番 課年 納事 課果																																																	
税 額	円																																																	
延 滞 金	円																																																	
過少申告加算金	円																																																	
不申告加算金	円																																																	
重加算金	円																																																	
合 計	円																																																	
年度																																																		
年 月 分	連番 課年 納事 課果																																																	
税 額	円																																																	
延 滞 金	円																																																	
過少申告加算金	円																																																	
不申告加算金	円																																																	
重加算金	円																																																	
合 計	円																																																	

上記のとおり領収しました。  
 領収日付印  
 納入(付)場所  
 納入(付)場所については、  
 裏面をご覧ください。  
 (納税者交付用)

上記の金額を私名義の口座から  
 払出し、納入(付)してください。  
 年 月 日 印  
 払出請求人氏名  
 福振第3号承認  
 領収日付印  
 101 106  
 (金融機関保管用)

上記のとおり領収しましたので通知します。  
 取引店/福岡銀行 支店  
 取りまとめ局  
 千  
 領収日付印  
 101 106  
 (県税事務所送付用)

(第3紙の裏)

延滞金について

納期限後に納付する場合には、次の例により延滞金を計算して本税と併せて納付してください。  
なお、税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円未満であるときは、延滞金を納める必要はありません。  
(計算例)

税 額	34,500円
納 期 限	5月31日
納期限の翌日から1月を経過する日	6月30日
納 付 日	9月30日の場合
年4.1%の日数・・・30日(6月1日～6月30日)	
年14.6%の日数・・・92日(7月1日～9月30日)	

34,000円 (1,000円未満切捨て) × 4.1% × 30/365 = 114円57銭  
 34,000円 (1,000円未満切捨て) × 14.6% × 92/365 = 1,251円20銭  
 114円57銭 + 1,251円20銭 = 1,365円77銭 (100円未満切捨て)

計算例：延滞金1,300円

注 年4.1%の割合は、公定歩合の変動により、適用する割合が変わる場合があります。  
県税事務所に延滞金額を確認して納付してください。

郵便振替による納付について

郵便振替口座を開設している場合は、郵便振替による納付ができます。(郵便貯金口座だけでは郵便振替はできません。)郵便振替依頼書に所要事項を記入の上、氏名の末尾に届出済の印で押印し、郵便局へ提出してください。

納入(付)場所

- 銀行
    - 福岡・西日本シティ・筑邦・福岡中央・みずほ・みずほコーポレート・三井住友・東京三菱・UFJ・りそな・おおそら・新生・大分・佐賀・十八・親和・肥後・鹿児島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・長崎・南日本・佐賀共栄・熊本フアミリー・西京・豊和・宮崎太陽・もみじの各銀行の国内の店舗
  - 信託銀行
    - 住友・中央三井・UFJ・三菱・みずほの各信託銀行の国内の店舗
  - 農業協同組合
    - 福岡県内の各農業協同組合
  - 信用金庫
    - 福岡・飯塚・福岡ひびき・遠賀・田川・大牟田柳川・大川・筑後の各信用金庫
  - 信用組合
    - 福岡県中央・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
  - その他
    - 商工組合中央金庫の国内の店舗
    - 九州労働金庫の本・支店
    - 福岡県信用農業協同組合連合会
    - 九州内の郵便局(沖縄県を除く。)
- 福岡県の各県税事務所  
 ※金融機関の名称等については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

その他

ご不明の点があるときは、当県税事務所に問い合わせてください。



第十七号の二様式及び第十七号の三様式を次のように改める。

第17号の2様式 削除  
 第17号の3様式 (第13条関係)

(表)

様

<p style="text-align: center;"><b>福岡県</b></p> <p style="text-align: center;">納入済通知書</p> <p style="text-align: center;">1 c# 82</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名 福岡県 県投資事務所出納員</td> <td>福岡県</td> <td>県投資事務所</td> <td>年度</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>17</td> <td>金額</td> <td>23</td> <td>通貨</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>CD</td> <td>納付事由</td> <td>22</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>25</td> <td>納付事由</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>納付事由</td> <td>CD</td> <td>納付事由</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p>	加入者名 福岡県 県投資事務所出納員	福岡県	県投資事務所	年度	16	口座番号	17	金額	23	通貨	税目	CD	納付事由	22	24	年度	25	納付事由	23	24	納付事由	CD	納付事由	23	24	<p style="text-align: center;"><b>福岡県</b></p> <p style="text-align: center;">納付書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名 福岡県 県投資事務所出納員</td> <td>福岡県</td> <td>県投資事務所</td> <td>年度</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>17</td> <td>金額</td> <td>23</td> <td>通貨</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>CD</td> <td>納付事由</td> <td>22</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>25</td> <td>納付事由</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>納付事由</td> <td>CD</td> <td>納付事由</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p>	加入者名 福岡県 県投資事務所出納員	福岡県	県投資事務所	年度	16	口座番号	17	金額	23	通貨	税目	CD	納付事由	22	24	年度	25	納付事由	23	24	納付事由	CD	納付事由	23	24	<p style="text-align: center;"><b>福岡県</b></p> <p style="text-align: center;">領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税目</td> <td>CD</td> <td>納付事由</td> <td>22</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>課税年度</td> <td>年度</td> <td>実績年月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p>	税目	CD	納付事由	22	24	課税年度	年度	実績年月			住所					氏名														
加入者名 福岡県 県投資事務所出納員	福岡県	県投資事務所	年度	16																																																																														
口座番号	17	金額	23	通貨																																																																														
税目	CD	納付事由	22	24																																																																														
年度	25	納付事由	23	24																																																																														
納付事由	CD	納付事由	23	24																																																																														
加入者名 福岡県 県投資事務所出納員	福岡県	県投資事務所	年度	16																																																																														
口座番号	17	金額	23	通貨																																																																														
税目	CD	納付事由	22	24																																																																														
年度	25	納付事由	23	24																																																																														
納付事由	CD	納付事由	23	24																																																																														
税目	CD	納付事由	22	24																																																																														
課税年度	年度	実績年月																																																																																
住所																																																																																		
氏名																																																																																		
<p style="text-align: center;"><b>福岡県</b></p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>収入金 35</td> <td>円</td> <td>福岡県 県投資事務所</td> <td>01</td> <td>領収日付印</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>返済金 46</td> <td>円</td> <td>福岡県 住所氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>追加金 57</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不納金 68</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>追加金 79</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額 90</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right;">(県投資事務所出納用)</p>	収入金 35	円	福岡県 県投資事務所	01	領収日付印	105	返済金 46	円	福岡県 住所氏名				追加金 57	円					不納金 68	円					追加金 79	円					合計金額 90	円					<p style="text-align: center;"><b>福岡県</b></p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>課税番号</td> <td>福岡県 県投資事務所</td> <td>領収日付印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税番号</td> <td>福岡県 県投資事務所</td> <td>領収日付印</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right;">(県税課税課用)</p>	課税番号	福岡県 県投資事務所	領収日付印		課税番号	福岡県 県投資事務所	領収日付印		<p style="text-align: center;"><b>福岡県</b></p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>収入金 35</td> <td>円</td> <td>福岡県 県投資事務所</td> <td>01</td> <td>領収日付印</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>返済金 46</td> <td>円</td> <td>福岡県 住所氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>追加金 57</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不納金 68</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>追加金 79</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額 90</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p style="text-align: right;">(県投資事務所出納用)</p>	収入金 35	円	福岡県 県投資事務所	01	領収日付印	105	返済金 46	円	福岡県 住所氏名				追加金 57	円					不納金 68	円					追加金 79	円					合計金額 90	円				
収入金 35	円	福岡県 県投資事務所	01	領収日付印	105																																																																													
返済金 46	円	福岡県 住所氏名																																																																																
追加金 57	円																																																																																	
不納金 68	円																																																																																	
追加金 79	円																																																																																	
合計金額 90	円																																																																																	
課税番号	福岡県 県投資事務所	領収日付印																																																																																
課税番号	福岡県 県投資事務所	領収日付印																																																																																
収入金 35	円	福岡県 県投資事務所	01	領収日付印	105																																																																													
返済金 46	円	福岡県 住所氏名																																																																																
追加金 57	円																																																																																	
不納金 68	円																																																																																	
追加金 79	円																																																																																	
合計金額 90	円																																																																																	

取引店 取りまとの屋 〒812-8794 福岡県金事務センター

取引場所は裏面に記載しています。上記のとおり領収しました。

領収日付印

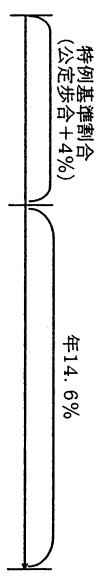
(真)

延滞金について

税金は納期限内に納付をお願いします。やむを得ず納期限を過ぎて納付される場合は、延滞金を併せて納付してください。

具体的な延滞金額については県税事務所に確認ください。

なお、延滞金の計算は次のようになります。



納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については特別基準割合を、それ以降は納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%の割合を乗じて得た額が延滞金になります。特別基準割合は、前年の11月末日の公定歩合に連動した割合です。

平成12年1月1日～平成13年12月31日の間 年4.5%(0.5%+4%)  
平成14年1月1日～平成16年12月31日の間 年4.18%(0.18%+4%)  
平成17年1月1日以降 (前年の11月末日の公定歩合)+4%

特別基準割合が年7.3%を超えるときは、年7.3%となります。  
なお、計算した延滞金額の100円未満は切り捨てになります。  
また、延滞金の総額が1,000円未満のときは納める必要はありません。  
(計算例)

納期限	34,500円
納期限の翌日から一月を経過する日	平成17年 8月31日
納付日	平成17年 9月30日
年 4.1%の日数……30日 (平成17年 9月1日～平成17年 9月30日)	平成17年 12月28日
年 14.6%の日数……89日 (平成17年 10月1日～平成17年 12月28日)	
34,000円(1,000円未満切り捨て) × 4.1% × 30 / 365 = 114円(1円未満切り捨て)	
34,000円(1,000円未満切り捨て) × 14.6% × 89 / 365 = 1,210円(1円未満切り捨て)	
114円 + 1,210円40銭 = 1,324円40銭(100円未満切り捨て)	計算例:延滞金1,300円

その他

御不明な点があるときは、県税事務所に問い合わせください。

納付場所

- 銀行  
福岡・西日本・三井住友・東京三菱・ユーエフジェ(UFJ)・りそな・あおぞら・新生・福岡・大分・佐賀・十八親和・肥後・鹿児島・宮崎・山口・広島・百十四・伊予・福岡中央・長崎・熊本・フジ・豊和・宮崎本町・南日本・西京・佐賀共栄・みずほ・みずほコーポレート各銀行の国内の店舗
- 信託銀行  
住友・中央三井・ユーエフジェ(UFJ)・三菱・みずほ各信託銀行の国内の店舗
- 農業協同組合  
福岡県内の各農業協同組合
- 信用金庫  
福岡・筑後・大牟田柳川・筑後・福岡ひびき・田川・大川・速賀の各信用金庫
- 信用組合  
福岡県中央・とびうめ・福岡県南部・朝銀西・九州幸銀の各信用組合
- その他  
商工組合中央金庫の国内の店舗  
九州労働信用金庫の本支店  
福岡県信用農業協同組合連合会  
九州内の郵便局(沖縄県を除く)  
福岡県県税事務所

※金融機関等の名称については、変更になる場合がありますのでご了承ください。

第二十七号様式その一を次のように改める。

第27号様式その1 (第18条関係)

(表)

法人の 県民税に係る 更正 及び 過少申告加算金 決定通知書 事業税 額 納額告知書

本店所在地	
法人名	様
代表者氏名	様

福岡県 県税事務所長 印

下記のとおり更正・決定したので通知します。下記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る決定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により、年月日までに指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、または 税務事務所に納付してください。

事業年度 年 月 日から 年 月 日まで

法人事業税 (更正・決定・是認)		課税標準額	円	税率	税額	円
更正・決定・是認による税額	所得割	総額		100		
				100		
				100		
				100		
	計					
付加価値割	軽減税率不適用法人の金額			100		
	総額					
資本割	付加価値額			100		
	総額					
収入割	資本等の金額			100		
	総額					
	収入金額			100		

合計税額

利子割額に関する計算		納付確定分	差引増減税額
利子割額			
控除した金額			
控除しきれなかった金額			
既に還付を請求した利子割額			
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			

過少申告加算金	通常分		× 100	
	加重分		× 100	
	既に納付の確定した当期分の加算金			差引増減税額

不申告加算金	申告税額 (中間納付額を除く)		× 100	
	適用分		× 100	
	適用分		× 100	
	計			
	既に納付の確定した当期分の加算金			差引増減税額

重加算金	適用分		× 100	
	適用分		× 100	
	既に納付の確定した当期分の加算金			差引増減税額

中告期限	当初申告	
資本等金額	資本金額	出資金額
期末現在の金額	資本積立金額	
	合計額	

法人県民税 (更正・決定・是認)		区分	円
法人税割	課税標準となる法人税額	総額	
		本県分	
	法人税割額	100	
	外国の法人税額等控除額		
	仮装経理に基づく控除額		
	利子割額の控除額 (控除した金額)		
	差引税額		
	納付確定分		
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額		
	差引増減税額		
均等割	事務所等を有していた月数		月
		円 × 12	
	納付確定分		
	差引増減税額		

分割基準	県民税	福岡県	総額	
	事業税 1	福岡県	総額	
	事業税 2	福岡県	総額	
			総額	

国税処理年月日 年 月 日

重加対応所得金額	
重加対応付加価値金額	
重加対応資本金額	
重加対応収入金額	
福岡県分重加対応税額	
還付となる利子割額	

(裏)

**不服申立について**

- 1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても判決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第六十一号の七十九様式の次に次の二様式を加える。

第61号の79の2様式（第31条の4関係）

### 徴 収 引 受 書

年 月 日

様

あなたの滞納については、督促状・催告状・電話等により納付されるよう催告しますが本日まで納付されておられません。

ついては、同封の納付書で

年 月 日 までに

最寄の金融機関または県税事務所で必ず納付してください。

なお、以下の県税の徴収及び滞納処分の執行は、今後は  
当県税事務所において行います。

記

#### 県税滞納明細

課税番号	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	備 考
				円	円	円	
				円	円	円	
				円	円	円	
				円	円	円	
				円	円	円	
				円	円	円	
				円	円	円	
				円	円	円	
				円	円	円	
				円	円	円	
				円	円	円	
本書作成の日までに徴収すべき金額					円		

※すでに納められている場合は、取扱金融機関と当所との行き違いですので、ご了承下さい。  
※延滞金は 月 日までの金額です。  
※延滞金は納付期日により異なりますので県税事務所までお問い合わせ下さい。

(連絡先) 福岡県 県税事務所  
課・係名  
担当者  
電話番号



第61号の79の3様式 (第31条の4関係)

徴 収 引 継 通 知 書

第 号  
年 月 日

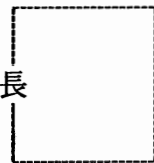
(執行機関)

様

印

福岡県

県税事務所長



貴庁に対し、 年 月 日 第 号で交付要求 (参加差押え) していた  
下記の件については、 年 月 日に当事務所から福岡県 県税事務所長  
に徴収の県内引継をしましたので、今後の事務処理についてよろしくお願ひします。

記

件 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

滞 納 者

氏名(名称) \_\_\_\_\_

受託事務所名

引 継 事 務 所

住 所

所 属 氏 名 電 話

電 話

課  
係

第六十五号様式及び第六十五号の二様式を次のように改める。

規則第66号様式その1 (第34条関係)

## 法人の変更届

索引		入力		法人番号	
受付印					
(ふりがな)					
法人名					
平成 年 月 日	本店所在地	〒			
福岡県	電話番号	TEL		-	-
県税	福岡県内の主たる事務所等所在地	〒			
事務所長 殿	代表者印	TEL		-	-
変更年月日		平成 年 月 日			
変更した事項	1 法人名	変更前			
	2 代表者				
変更した事項	3 決算期	変更後			
	4 事務所の移転				
	5 資本金の増減				
	6 その他				
7 支店	名称	所在地		設置・廃止年月日	
		〒		年 月 日	
(設置)		TEL - -			
(廃止)		〒		年 月 日	
(該当に○)		TEL - -			
支店廃止の場合は福岡県内に他の支店の有・無 (有・無)					
8 合併	被合併法人		合併年月日		
	名称	所在地		合併年月日	
		〒		年 月 日	
		TEL - -			
9 解散	清算人氏名		清算人住所		解散年月日
			〒		年 月 日
(合併解散を除く)			TEL - -		
10 清算終了	結了年月日	平成	年	月	日
11 休業	休業開始年月日	平成	年	月	日
	再業予定年月日	平成	年	月	日

控用とも郵送される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

注 登記事項については登記簿の写しを添付してください。

登記を要しない事項にあっては、変更の事実を証明できる書類(定款、合併契約書等)の写しを添付してください。

規則第65号様式その2 (第34条関係)

(表)

法人税に係る連結納税の承認等の届出書

索引	入力	法人番号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div> <p>平成 年 月 日</p> <p>福岡県 _____</p> <p>県税事務所長 殿</p>	(ふりがな)				
	法人名				
	本店所在地	〒	TEL - -		
	福岡県内の主たる事務所等の所在地	〒	TEL - -		
	代表者氏名	印			
連結法人の種類	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人	<input type="checkbox"/> 左記の連結法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の連結法人でなくなった。			
上記連結法人に該当することとなった理由	<input type="checkbox"/> 法人税に係る連結納税の承認申請をした。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係等を有しなくなった。 (理由: _____ ) <input type="checkbox"/> 法人税に係る連結納税の承認の取消処分があった。 <input type="checkbox"/> 法人税に係る連結納税適用の取りやめの承認があった。				
上記理由が生じた日	平成 年 月 日 (平成 年 月 日 税務署提出)				
最初の連結親法人の事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	連結子法人適用開始事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
この届出により事業年度を変更することとなる場合	変更前	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	変更後	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
加入時期の特例	<input type="checkbox"/> 有	連結法人となる前の申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	の事業年度から 月間
	<input type="checkbox"/> 無		県民税	有・無	の事業年度から 月間
連結親法人	(ふりがな)				
	法人名				
	本店所在地	〒	TEL - -		
	福岡県内の主たる事務所等所在地	〒	TEL - -		

控用とも郵送される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(裏)

## 「法人税に係る連結納税の承認等の届出書」の記載要領

この届出書は、法人税法第4条の2の承認を受け連結法人となったとき(法人税法第4条の3第3項、第4項、第8項、第10項又は第11項により承認があったものとみなされた場合も含む。)又は法人税法第4条の5の規定により連結法人でなくなったときに提出してください。

ただし、福岡県に事務所等を有する連結法人が解散(合併解散を含む。)により連結法人でなくなった場合は、この届出書ではなく「法人の変更届」(福岡県条例規則第65号様式その1)を提出してください。

## 1 提出期限

連結法人となった日又は連結法人でなくなった日から15日以内に所轄県税事務所に提出してください。

## 2 添付書類

## (1) 連結法人となった場合

## ① 連結グループとして新たに連結納税を開始した場合

- ア 《連結親法人の場合》 「連結納税の承認の申請書(初葉)」(法人税様式)の写し  
《連結子法人の場合》 「連結納税の承認申請書を提出した旨の届出書」(法人税様式)の写し
- イ 「出資関係図」の写し
- ウ 「グループ一覧」の写し

## ② 連結グループに後から加入した場合

- ア 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉)」(法人税様式)の写し  
「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)」(法人税様式)の写し  
(加入時期の特例の適用を受ける場合及び時価評価法人等である場合)
- イ 「出資関係図」の写し
- ウ 「グループ一覧」の写し

## (2) 連結法人でなくなった場合

- ① 連結納税の承認の取消しの処分を受けた場合
  - ・ 国税庁長官の処分の通知の写し
- ② 連結納税の適用の取りやめの承認を受けた場合
  - ・ 国税庁長官の取りやめの承認の写し
- ③ 上記以外の場合
  - ・ 「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の写し又は税務署に提出した当該異動事項に関する届出書の写し

※ 連結子法人が、この届出書に添付する書類のうち連結親法人から税務署に提出する書類の写し又は税務署から連結親法人に通知される書類の写しが含まれる場合には、連結親法人から写しの交付を受けて提出してください。

★ 申告期限の延長を申請する場合には、主たる事務所あるいは事業所所在地の都道府県知事に次の書類の提出が必要となります。

## (1) 提出書類

- ① 「申告書の提出期限の延長の承認申請書」(地方税法施行規則第13号様式)
- ② 「法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書」  
(地方税法施行規則第12号様式)

## (2) 提出期限

- ① (1)の①については当該事業年度終了の日から45日以内に所轄県税事務所に提出してください。
- ② (1)の②については当該処分のあった日から7日以内に所轄県税事務所に提出してください。

※ 申告期限を過ぎた場合、申告期限の延長の適用が受けられません。

第65号の2様式（第34条の2・第39条の2関係）

法人県民税・事業税に係る  
課税標準額等の通知書

知事様

分割法人の課税標準額等について、下記のとおり通知します。

福岡県

県税事務所長

印

第 号

年 月 日

法人名									
主たる事務所等の所在地									
課税標準額等について									
事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				資本等の金額	資本金額・出資金額		円	
本県申告	申告期限の延長月数		年 月 日			資本積立金額		円	
	災害等延長の申告期限	県民税	事業税	年 月 日		合 計		円	
		月	月			分割県数 (本県も含む)			
県民税	課税標準となる法人税額								円
	分割基準					貴県分	人		
事業税	課税標準となる金額			所得金額	円		総売上		
				付加価値額	円		軌道又は鉄道事業分売上		
				資本等の金額	円		円		
				収入金額	円		円		
	分割基準			総数			貴県分		
			総数			貴県分			
加算金	重加対応総額	所得割	円		本県の取扱				
		付加価値割	円		重加算金				
		資本割	円		過少申告加算金				
		収入割	円		不申告加算金				
本県の処理状況 年 月 日									
税務官署の処理状況 年 月 日									
法人税割額から控除すべき外国税額の総額	道府県民税分		円		補正後の従業者数の総数	道府県民税分		人	
	市町村民税分		円			市町村民税分		人	
仮装経理	仮装経理に基づく所得金額		円		租税条約	租税条約に基づく所得金額		円	
	仮装経理に基づく法人税額等		円			租税条約に基づく法人税額等		円	
貴県の主な所在地					備考				

第六十五号の四様式その二を次のように改める。

長 様

市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知書

地方税法第63条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

福岡県

県税課長 印

第 年 月 日

法人名 本店所在地	事業年度	資本等の金額	連結(区分)延長月数(税割)	法人税割額から除外すべき外国税割の総額	所得金額	仮装経理	備考
	税務官署の更正等通知日	円	%	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円
		法人税割額	重加算税割額	補正後の従業者数の総数	法人税割額等	租税条約	
		円	円	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円

法人名 本店所在地	事業年度	資本等の金額	連結(区分)延長月数(税割)	法人税割額から除外すべき外国税割の総額	所得金額	仮装経理	備考
	税務官署の更正等通知日	円	%	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円
		法人税割額	重加算税割額	補正後の従業者数の総数	法人税割額等	租税条約	
		円	円	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円

法人名 本店所在地	事業年度	資本等の金額	連結(区分)延長月数(税割)	法人税割額から除外すべき外国税割の総額	所得金額	仮装経理	備考
	税務官署の更正等通知日	円	%	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円
		法人税割額	重加算税割額	補正後の従業者数の総数	法人税割額等	租税条約	
		円	円	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円

法人名 本店所在地	事業年度	資本等の金額	連結(区分)延長月数(税割)	法人税割額から除外すべき外国税割の総額	所得金額	仮装経理	備考
	税務官署の更正等通知日	円	%	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円
		法人税割額	重加算税割額	補正後の従業者数の総数	法人税割額等	租税条約	
		円	円	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円

法人名 本店所在地	事業年度	資本等の金額	連結(区分)延長月数(税割)	法人税割額から除外すべき外国税割の総額	所得金額	仮装経理	備考
	税務官署の更正等通知日	円	%	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円
		法人税割額	重加算税割額	補正後の従業者数の総数	法人税割額等	租税条約	
		円	円	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円

法人名 本店所在地	事業年度	資本等の金額	連結(区分)延長月数(税割)	法人税割額から除外すべき外国税割の総額	所得金額	仮装経理	備考
	税務官署の更正等通知日	円	%	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円
		法人税割額	重加算税割額	補正後の従業者数の総数	法人税割額等	租税条約	
		円	円	道府県民税分 市町村民税分	円 円	円 円	円 円



第六十五号の五様式を次のように改める。

第65号の5様式（第34条の4関係）

法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書について

第 号  
年 月 日

様  
福岡県 県税事務所長 印

下記の法人に係る申告書の提出期限の届出について、下記のとおり通知します。

法人名称		主たる事業所等の所在地	
事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで	申告書の提出期限	年 月 日まで
県 民 税	届 け 出 の 内 容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日決算期分より	

備

考

第七十二号の五様式及び第七十三号様式を次のように改める。

第72号様式（第39条関係）

法人の事業税申告書の提出期限の延長申請に係る決定通知書

第 年 月 日 号

様 福岡県 県税事務所長 印

下記の法人に係る申告書の提出期限の承認（変更）（取消）について、下記のとおり通知します。

法人名称		主たる事業所等の所在地	
事業年度	から まで	申告書の提出期限	まで
県民税	届出の内容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日決算期分より	
事業税	承認等の内容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日まで延長	
		年 月 日決算期分より	
備考			

- この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第73号様式 (第34条の4・第39条関係)

法人県民税・事業税の申告書の提出期限の延長の承認等の通知書

第 年 月 日 号

様 福岡県 県税事務所長 印

下記の法人に係る申告書の提出期限の承認(変更)(取消)について、下記のとおり通知します。

法人名称		主たる事業所等の所在地	
事業年度	から まで	申告書の提出 期 限	まで
県 民 税	届 け 出 の 内 容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日決算期分より	
事 業 税	承 認 等 の 内 容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日まで延長	
		年 月 日決算期分より	
備  考			

第七十三号の二の四様式の次に次の三様式を加える。

第73号の2の5様式（第39条の2の4関係）

## 供託原因消滅証明書（有価証券用）

平成 年 月 日

法務局

供託官 様

福岡県 県税事務所長 印

下記有価証券については、下記事由により供託原因が消滅したことを証明します。

担保提供者 の表示	住(居)所 又は所在地				
	氏名又は名称				
担保として 提供した有 価証券	供託年月日	平成	年	月	日
	供託番号	平成	年度証第	号	
内 訳	有価証券の名称	枚数	総額面	券額面、回記号 及び番号	附属利賦札
事 由					

第73号の2の6様式 (第39条の2の4関係)

### 供託原因消滅証明書 (振替国債用)

平成 年 月 日

法務局

供託官 様

福岡県

県税事務所長

印

下記振替国債については、下記事由により供託原因が消滅したことを証明します。

担保提供者 の表示	住(居)所 又は所在地	
	氏名又は名称	
担保として 提供した振替 国債	供託年月日	平成 年 月 日
	供託番号	平成 年度国第 号

内 訳	振替国債の銘柄	金額

事由



第73号の2の7様式 (第39条の2の4関係)

### 証明書 (供託物還付請求用)

平成 年 月 日

法務局

供託官 様

福岡県 県税事務所長

印

下記県税滞納金額は未納であることを証明します。

滞納者 又は相続人	住(居)所 又は所在地 氏名又は名称														
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額	加算金	摘要					
				調定事由	連番										
								円 法律による金額	円						
								円 法律による金額	円						
								円 法律による金額	円						
								円 法律による金額	円						
								円 法律による金額	円						
								円 法律による金額	円						
								円 法律による金額	円						
	※滞納処分費 (法律による金額)							円							
本書作成の日までに徴収すべき金額							万	千	百	十	万	千	百	十	円
備 考															

注) ※印の欄に掲げた金額は、この証明書を作成した日までのものです。

第七十四号の二様式を次のように改める。

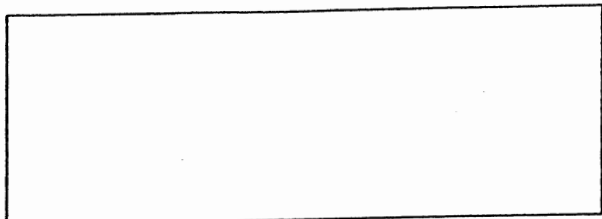
第74号の2様式 削除

第八十号の二の二様式の次に次の一様式を加える。

第80号の2の3様式（第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の8、第46条の10、第46条の11、第47条、第48条の2関係）

## 不動産取得税徴収猶予 通知書

年 月 日



さきに賦課決定しました 年度不動産取得税（課税番号第 号）  
 について、下記のとおり徴収猶予の を行いましたので通知します。

物件所在地		取得年月日	
種類・構造・用途		年 月 日	
土 地	徴収猶予適用前税額		
	適用額 1 (No. ) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	適用額 2 (No. ) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	適用後納付すべき税額		
	徴収猶予適用前税額		
家 屋 (住宅)	適用額 1 (No. ) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	適用額 2 (No. ) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	適用後納付すべき税額		
	徴収猶予適用前税額		
	適用額 1 (No. ) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
家 屋 (住宅以外)	適用額 2 (No. ) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	適用後納付すべき税額		
	合計納付すべき税額		

徴収猶予適用額合計 円

**【不服申立について】**

- 1 この処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規程により福岡県知事に審査請求することができます。なお、この審査請求書は正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所を經由して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

発行  
福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販印  
刷  
株 福岡市東区箱崎  
式 川頭六丁目六番四  
会 島弘文  
社 号

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)